

今讀陸生新語書十二篇，固當世之辯士。至平原君子與余善，是以得具論之。

劉備太史公酈生、陸賈の事跡を論贊して曰はく、「世間の酈生の事を傳へたる書物には、多く漢王已に秦の降將の章邯、司馬欣、董翳の項羽より貰ひ受けたる三秦の地を乘り取りたまひて、東の方項籍を擊ちたまひて、軍勢を華と洛との間に引き連れ往きたまひし時、酈生儒者の著物を身に纏ひて往きて漢王に説けりといへれど、是れは間違ひたることなり、沛公のまだ函谷關へ打ち入りたまはずして、項羽と別かれ、陳留の高陽鄉へ至りたまひし時より、既に酈生及び酈商の兄弟を手に入れたまひしなり」。

傳斬刺成列傳第三十八

陽陵侯傅寬以魏五大夫騎將從爲舍人，起橫陽，從攻安陽、杠里，擊趙賁軍於開封，及擊楊熊，曲遇、陽武，斬首十二級，賜爵卿，從至霸上。沛公立爲漢王，漢王賜寬封號共德君。

劉備陽陵侯の傳寫は、魏の五大夫騎將の身分をもて、沛公の御供をして、舍人となりて、韓の橫陽といふ邑より起りけり、それより、沛公の御供をして、安陽と杠里との兩地を攻め、趙賁の軍勢を開封の地に撃ち、及び楊熊を曲遇と陽武との兩地に撃ちて、敵の首を討ち取ること十二級なりければ、卿の爵を賜ひけり、それより、沛公の御供をして、函谷關へ打ち入りて、霸上の地へ至りしに、沛公立ちて漢王となりたまひて、漢王傳寫に封邑を賜ひて、共德君と號せしめられけり。

從入漢中，遷爲右騎將，從定三秦，賜食邑雕陰，從擊項籍，待懷，賜

爵通德侯。從擊項冠、周蘭、龍且，所將卒斬騎將一人，放下，益食邑。屬淮陰，擊破齊，歷下軍，擊田解，屬相國參殘博，益食邑，因定齊地。剖符，世世勿絕。封爲陽陵侯，二千六百戶，除前所食。

劉備「三秦」……解は、張耳、陳餘の傳に見えたたり、それより、漢王の御供をして、漢中へ入りて、遼りて右騎將となりけり、それより、漢王の御供をして、秦の降將の章邯、司馬欣、董翳の項羽より貰ひ受けたる三秦の地を平定しければ、食邑を雕陰縣に賜ひけり、それより、漢王の御供をして、項籍を擊ちて、漢王の御出でを儀の地に待ち受け、れば、通德侯の爵を賜ひけり、それより、漢王の御供をして、項籍の將の項冠、周蘭、龍且の三人を擊ちて、其の引き連れたる兵卒、敵の騎將一人を敷倉の下に討ち取りければ、食邑を加増せられけり。

劉備「殘」……城邑を破壊するなり、「剖符」……諸侯とする證據の割り符を二つに分けて、其の半分を天子の手元に置き、半分を諸侯に渡すなり、

劉備それより、淮陰侯の韓信の手に附屬して、齊の歴下に陣取りたる軍勢を擊ち破り、遼みて齊の將の田解を擊ち、又相國の曹參の手に屬して、博縣の城邑を破壊しければ、食邑を加増せられけり、それより、引き續きて、齊の地を平定しければ、諸侯とする證據の割り符を二つに分けて、其の半分を主上の御手元に置かれ、半分を傳寫に渡されて、子々孫々まで家名を断絶することなからしめられて、封じて陽陵侯とせられて、二千六百戸の食邑を賜ひて、其の代はりに、前に食みたる分を上へ取り上げられけり、袁黃の曰はく、「剖符世世勿絕」とある此の一句は、太史公の文字の波瀾の處を見る、便ち許多の光彩を増せり、若し只々因齊地一封爲代丞相、

劉備「袁黃の曰はく、剖符世世勿絶とある此の一句は、太史公の文字の波瀾の處を見る、便ち許多の光彩を増せり、若し只々因齊地一封爲代丞相、

代丞相、擊豨，一月，徙爲代相國，將屯，二歲，爲代丞相，將屯，孝惠五年卒，謚爲景侯。

劉備「屯」……邊境の屯兵なり、

劉備それより、齊の右丞相となりて、齊の異變の用心に備へしめられけり、是れ田橫のまだ降らざるが故なり、それより五年目に、齊の焯惠王劉肥の相國となりけり、其の年の四月に、陳豨を擊ちけるが、其の時、太尉の周勃の手に附屬して、齊の相國の職をもて、丞相の樊噲に代

はりて、陳豨を撃ちけり、それより一箇月立ちて、齊の相國より徒りて、代の相國となりて、邊境の屯兵に將となりけり、それより、二年目に代の丞相となりて、是れまで通り、邊境の屯兵に將となりけり、孝惠帝の五年に、卒去しければ、景侯と謚せり。

子須侯精立二十四年卒。子共侯則立。十二年卒。子疾偃立。二十一年坐與淮南王謀反死。國除。

信武侯靳欽以中涓從起宛朐攻濟陽破李由軍擊秦軍毫南開封東北斬騎十人將一人首五十七級捕虜七十三人賜爵封號

臨平君

〔中涓〕宮中の掃除番なり。

〔車司馬〕信武侯の斬獄は、宮中の掃除番なる中涓の役をして、沛公の御供をして、宛朐縣より起りて、濟陽の地を攻めて、李由の軍勢を破り、又秦の軍勢を毫の地の南、開封の地の東北に撃ちて、騎士十人、將一人、其の餘の首を討ち取ること五十七級、生け捕りの數七十三人なりければ、爵封を賜ひて、臨平君と號せしめられけり。

〔車司馬〕王維楨の曰はく、此の傳の敍事、甚だ法ありと、○凌約言の曰はく、此れ穎陰（灌陰）と同じく、中涓より起り、其の戰功、飼道を絶ち、頸冠を破り、誠信を取り、井に將たる等の如き、皆同じ故に所將卒斬、身生得、別擊等の眼目も、亦同じと。

又戰藍田北斬車司馬一人騎長一人首二十八級捕虜五十七人至霸上沛公立爲漢王賜欽爵建武侯遷爲騎都尉

〔車司馬〕兵車を主る司馬なり、
〔車司馬〕それより、又秦の軍勢を藍田の地の北に戦ひて、車司馬一人、騎士の長一人、其の餘の首を討ち取ること二十八級、生け捕りの數五十七にして、霸上へ至りければ、沛公立ちて漢王となりたまひて、斬獄に建武侯の爵を賜ひて、宮中の掃除番より騎都尉に遷されけり。

〔車司馬〕司馬候各四人騎長十二人從東擊楚至彭城漢軍敗還保雍丘去擊反者王武等略梁地別將擊邢說軍菑南破之身得說都尉二人司馬候十二人降吏卒四千六百八十人破楚軍滎陽東三年賜食邑四千二百戶

〔車司馬〕〔車司馬〕車司馬と司馬候となり、「略」……略取するなり、之れを取るに力を用ゐることの少なきを略といふ。
〔車司馬〕それより、漢王の御供をして、秦の降將の章邯、司馬欣、董翳の項羽より貰ひ受けたる三秦の地を平定し、又漢王の御手を離れて、別に兵に將として、西の方章邯の子の章平の軍勢を龍西に撃ちて、之れを破りて、龍西の六縣を平定せり、其の時、引き連れたる兵卒、敵の車司馬と司馬候と各四人、騎士の長十二人を討ち取りけり、それより、漢王の御供をして、東の方楚を撃ちて、彭城へ至りしに、漢の軍勢敗軍せしかば、立ち戻りて、雍丘の城を保守せしが、又雍丘を立ち去りて、謀反せる王武等を撃ちて、梁の地を略取せり、それより、漢王の御手を離れて、別に兵に將として、邢說の軍勢を菑の地の南に撃ちて、之れを破りしが、其の時、自身に邢說の都尉二人、司馬候十二人を生け捕り、其の餘の軍吏兵卒四千六百八十人を降しけり、それより、楚の軍勢を滎陽の東に撃ちければ、漢の三年に、食邑四千二百戸を賜ひけり、
〔車司馬〕光緒の曰はく、身得と云へるは、將卒の得る所に別かてるなり、此の傳、凡て身得といへる者二つ、所將卒得といへる者二つ、敍事井井として條あり、實錄たる所以なりと、

別之河內擊趙將賁郝軍朝歌破之所將卒得騎將二人車馬二百五十四從攻安陽以東至棘蒲下七縣別攻破趙軍得其將司馬二人候四人降吏卒二千四百人從攻下邯鄲別下平陽身斬守相所將卒斬兵守郡守各一人降鄆從攻朝歌邯鄲及別擊破

趙軍降邯鄲郡六縣

子爵「兵守」……兵に將たる郡守なり。

子爵それより、漢王の御手を離れて、別に兵に將として、河内へ往きて、趙の將の貢部の軍勢を朝歌の地に撃ちて、之れを破りしが、其の時、引き連れたる兵卒、敵の騎士の長二人、及び兵車に附きたる馬百五十四を手に入れけり、それより、漢王の御供をして、安陽の地より東の方を攻めて、魏蒲の地へ至るまでの間に、七縣を下しけり、それより、漢王の御手を離れて、別に兵に將として、趙の軍勢を攻め破りて、其の將一人、司馬一人、司馬候四人を生け捕り、其の餘の軍吏兵卒二千四百人を降しけり、それより、漢王の御供をして、邯鄲を攻め下しけり、それより、漢王の御手を離れて、別に兵に將として、鄆の平陽城を下しけり、其の時、自身に平陽城の守居の相國を討ち取り、引き連れたる兵卒、兵に將たる郡守と並みの郡守と各々一人を討ち取りて、鄆の地を降しけり、それより、漢王の御供をして、朝歌と邯鄲とを攻め、及び漢王の御手を離れて、別に兵に將として、趙の軍勢を撃ち破りて、邯鄲郡の六縣を降しけり。

還軍放倉、破項籍軍成皇南擊絕楚餉道起榮陽、至襄邑、破項冠軍魯下略地東至繪鄭下邳南至蘄竹邑擊項悍濟陽下還擊項籍陳下破之別定江陵降江陵柱國大司馬以下八人身得江陵王生致之雒陽因定南郡從至陳取楚王信割符世世勿絕定食四千六百戶號信武侯。

子爵「餉道」……兵糧の運送道なり。

子爵それより、立ち戻りて、放倉に陣取りて、項籍の軍勢を成皇の地の南に破り、撃ちて楚の兵糧の運送道を絶ち切ること、榮陽の地より起りて、襄邑までの間に至り、楚の將の項冠の軍勢を魯の城下に破り、土地を略取すること、東の方は、新鄭、下邳に至り、南の方は、蘄、竹の邑に至り、楚の將の項悍を洛陽の城下に撃ち、立ち戻りて、項籍を陳の城下に撃ちて、之れを破りけり、それより、漢王の御手を離れて、別に兵に將として、江陵の地を平定し、江陵の大臣、柱國、大司馬以下の者八人を降し、自身に江陵王を生け捕りて、生きたる儘に之れを雒陽へ送り届け、引き續きて、南郡を平定せり、其の後、高祖の御供をして、陳へ至りて、楚王の韓信を取り押へければ、諸侯とする證據の割り符を二つに分けて、其の半分を主上の御手元に置かれ、半分を斬鉞に渡されて、子孫まで、家名を絶斷することなからしめられて、其の領分を取り極められて、四千六百戸の邑を食ましめられて、信武侯と號せしめられり。

又注光緒の曰はく、身得江陵王の一句にて足れるに、仍は生致之の三字を加へたるは、便ち人を快くするのみ、生きながら其の王を得たるは、司馬以下の者に比すれば、同じからず、故に獨り詳かにせりと。

以騎都尉從擊代攻韓信平城下還軍東垣有功遷爲車騎將軍并將梁趙齊燕楚車騎別擊陳豨丞相敵破之因降曲逆從擊黥布有功益封定食五千三百戸

子爵それより、騎都尉の職をもて、高祖の御供をして、代の地を撃ちて、韓王の信を平城の下に攻め、立ち戻りて、東垣の地に陣取りて、手柄ありければ、騎都尉より遡りて、車騎將軍となり、梁、趙、齊、燕、楚の五箇國の兵車騎馬の將となりけり、それより、高祖の御手を離れて、別に兵に將として、陳豨の丞相の侯敵を撃ちて、之れを破り、引き續きて、曲逆の地を降しけり、それより、高祖の御供をして、黥布を撃ちて、手柄ありければ、其の領分を加増せられて、更に取り極められて、五千三百戸を食ましめられり。

凡斬首九十級虜百三十二人別破軍十四降城五十九定郡國各一縣二十三得王柱國各一人二千石以下至五百石三十九人高后五年歿卒謚爲肅侯

子爵さて、斬鉞の是れまでの總べの手柄を數ふるときは、凡そ敵の首を討ち取ること九十級、敵を生け捕ること百三十二人、高祖の御手を離れて、別に兵に將として、敵の軍勢を破ること十四度、城を降すこと五十九箇所、郡と國とを平定することと各々一箇所、縣を平定することと五年に、斬鉞卒去しければ、肅侯と諱せり、

又注凌稚隆の曰はく、此の傳、戰功を敍するに、數をもて計り、末に仍は數をもて之れを總べたり、此れ又一格なりと、

子亭代侯二十一年坐事國人過律孝文後三年奪侯國除嗣成侯縗者沛人也姓周氏常爲高祖參乘以舍人從起沛至霸

子爵【事】……使役するなり、
新鉞の子の亭といふ者、父に代はりて、侯となりしが、其の二十一年目に、亭は、國人を使役すること、法律の定めよりも多きに過ぎたる罪の引き合ひになりて、孝文帝の後三年に、侯爵を奪はれて、其の國上へ取り上げられり、

上、西入蜀、漢擊定三秦、食邑池陽、東絕甬道、從出度平陰、遇淮陰侯兵襄國、軍乍利乍不利、終無離上心、以縲爲信武侯、食邑三千三百戶、高祖十二年、以縲爲蒯成侯、除前所食邑。

【參乘】馬車の添へ乗りなり、「甬道」：兩側に土手石垣を築きたる兵糧の運送道なり、「度」：渡と通ず、
蒯成侯の縲は、沛の人なり、姓は周氏なり、常に高祖の御馬車の添へ乗りとなり、舍人の役をもて、御供をして、沛より起りて、函谷關へ打ち入りて、霸上の地へ至り、西の方蜀、漢へ入り、撃ちて秦の降將の章邯、司馬欣、董翳の項羽より貢ひ受けたる三秦の地を平定しければ、池陽の地に食邑を賜ひけり、それより、東の方へ向ひて、項羽を滻陽の地に撃ちて、兩側に土手石垣を築きたる兵糧の運送道を絶ち切りて、敵軍を困らせけり、それより、漢王の御供をして、出でて、平陰を渡りて、淮陰侯の韓信の兵に襄國に出逢ひけり、其の頃、漢王の軍勢は、忽ち勝利ありと思へば、又忽ち勝利なくして、前途の見据ゑ付かざりしかど、周縲は、終に主上の御側を離るゝ心なきれば、漢王には、其の忠節に感じたまひて、周縲をもて、信武侯とせられて、三千三百戸の邑を食ましめられけり、其の後、高祖の十二年に、周縲をもて、蒯成侯とせられて、其の代はりに、前に食みたる邑を上へ取り上げられけり、

【又法】光緒の曰はく、太史公の贊の中に所謂る操心堅正は、終無離上心の句より得來れりと、

上欲自擊陳豨、蒯成侯泣曰、始秦攻破天下、未嘗自行、今上常自行、是爲無人可使者乎、上以爲愛我、賜入殿門、不趨殺人不死、至孝文五年、縲以壽終、謚爲貞侯。

【翻訳】主上には、自ら謀反せる陳豨を撃たむと思し召されしに、蒯成侯泣きて曰はく、「最初に、秦の天下を攻め破りし時、陛下には、諸将を遣はされて、之れと戰はしめて、一度も自ら行きたまひしことなかりしが、今、主上には、常に自ら行きたまふは、是れ他に人の使はさるべき者なきが爲めなるか」と、主上之れを聞きたまひて、周縲は、我が身を愛して、大切に思ひて、出馬を止むるなりと思し召されて、御感の餘りに、殿門へ入りて、臣たる者の禮を執りて、足早に歩むに及ばず、人を殺害しても、死刑に處せざとの二箇條の特許を賜ひけり、其の後、孝文帝の五年に至りて、周縲は、天然の壽命をもて、夢出度終はりければ、貞侯と謚せり、

【又法】

茅坤

の曰はく、此の傳簡短なりといへども、上を離るゝ心なきと、涕泣して行くことを留むるとの處を敍するに至りて、忠愛謹然たりと、

子昌代侯有罪國除、至孝景中二年、封縲子居代侯、至元鼎三年、居爲太常、有罪國除。

【翻訳】周縲の子の昌といふ者、父に代はりて、侯となりしが、犯せる罪ありて、其の國上へ取り上げられけり、其の後、孝景帝の中二年に至りて、周縲の忠節を思し召し出だされて、其の子の居といふ者を封せられて、昌の代はりに侯とせられしが、今上帝の元鼎三年に至りて、居は、太常となりて、犯せる罪ありて、其の國上へ取り上げられけり、

太史公曰、陽陵侯傅寬、信武侯斬欽、皆高爵、從高祖起山東、攻項籍、誅殺名將、破軍降城、以十數、未嘗困辱、此亦天授也。

【翻訳】太史公傳、斬、蒯成の事跡を論賞して曰はく、「陽陵侯の傅寬と信武侯の斬欽とは、皆高貴なる爵位に至れり、此の兩人は、高祖の御供をして、華山より東の方より起りて、項籍を攻め、敵の名將を誅殺し、敵の軍勢を破り、敵の城を降すこと、十をもて數ふる程に多かりしかど、最初より、一度も失敗を取りて、困難屈辱したことなかりしは、此れも亦天より授けられたる福分にして、人の力の及ばざることなれども、

蒯成侯周縲、操心堅正、身不見疑、上欲有所之、未嘗不垂涕、此有傷心者、然可謂篤厚君子矣。

【翻訳】蒯成侯の周縲は、其の心を操り守ること、堅固正直にして、終に主上の御側を離るゝ心なきしかば、其の身玉上に疑はれたることなし、主上の出處することあらむと思召さるゝときは、最初より一度も涕を垂れて主上の御身を案じ奉らざることなかりけり、此れ主上の御心を感じ傷ましめて、幾分か御元氣を損じたることもあらむ、さりながら、其の人物は、篤實温厚の君子なりと謂ふべし」と、

【又法】柯羅旗の曰はく、博寛、斬欽は、功少なし、此の傳、傳を敍するには、屬の字を通用し、蒯の功を敍するには、別の字、及び破之の字を通用す、文體の變化せること、笑、禡、勝、灌と相類せり、太史公にあらずば、作ること能はざらむ、漢書其の文に仍りて、蒯潤せる所少なし、説く者乃ち此の傳原と缺けたりと謂へり、豈後人の漢書を探りて之を補へりとするかと、○茅坤の曰はく、傳斬より以下、俱に裨將なり、凡て戦功を次いづるに、必ず繋くるに從の字を以てして案とせりと、○楊慎の曰はく、此れ戦功を敍せる處、曹相國の世家、井びに笑、禡、勝、灌の列傳と同一の凡例なりと、○光緒の曰はく、傳寛と斬欽とは、一は五大夫騎將より起りて、即ち功あり、終に嘗て敗北せず、故に太史公以て天授なりとせり、周縲は、乍有利あり、乍不利あらざれども、然れども、終涓より起りて、即ち功あり、終に嘗て敗北せず、故に太史公以て天授なりとせり、周縲は、乍有利あり、乍不利あらざれども、然れども、終

に上を離るゝ心なし、故に太史公以て心を探ること堅正なりとせりと、

劉敬叔孫通列傳第三十九

劉敬者齊人也漢五年戍隴西過洛陽高帝在焉妻敬脫輓輶衣其羊裘見齊人虞將軍曰臣願見上言便事虞將軍欲與之鮮衣妻敬曰臣衣帛衣帛見衣褐衣褐見終不敢易衣

【劉敬】……本姓は、樊なり、漢書には、樊敬に作れり、高祖の妻は劉なりとて姓を劉氏と賜ひたるが故に、劉敬といふ。【戍】……邊境を守るなり。【脫輓輶】……脱は、車を引き棄てるなり、輶は、車の前引きの役を止めるなり。

【鮮衣】……新鮮なる美服なり。【帛】……絹物なり。【褐】……毛織りの布子なり、賤しき者の著物なり。劉敬は、齊の國の人なり、漢の五年に、賦役に當たりて、隴西の邊境を守らむとて、故郷を立ちて、洛陽の都を通り過ぎたるに、高帝には、其の時、洛陽に居たまひすれば、妻敬は、引き來りたる車の前引きの役を止め、其の故郷より誠ひ来れる羊の皮の著物を著たる處にて、我が同國人なる齊人の虞將軍に逢ひて曰はく、「臣願はくは、主上に拜謁して、國家の爲めに便利なる事柄を言上せむことを」と、虞將軍其の風體の見苦しきを見て、之れに新鮮なる美服を與へむと思ひしに、妻敬の曰はく、「臣は、絹物を著て居らば、綿物を著て拜謁せむ、毛織りの布子を著て居らば、毛織りの布子を著て拜謁せむ、唯此の儘にて見參したし」と、終に押切りて著物を著易へざりけり。

【又註】鄧以讚の曰はく、反問して論を起せりと、

於是虞將軍入言上上召入見賜食已而問妻敬妻敬說曰陛下都洛陽豈欲與周室比隆哉上曰然

【註】是に於て、虞將軍入りて主上に妻敬の事を言上せしに、主上妻敬を召し入れたまひて、御達ひになりて、妻敬に食物を下されたり、己にして妻敬に言はむと思ふ仔細を尋ねたまひしに、妻敬説き出で、曰はく、「陛下には、此の洛陽に都を構へて、天下に號令したまふは、いかに周室と政治の隆盛なりし時代のさまを比べむと思し召されたのことなるか」と、主上の曰はく、「さなり」と、

妻敬曰陛下取天下與周室異周之先自后稷堯封之邰積德累

【註】是に於て、虞將軍入りて主上に妻敬の事を言上せしに、主上妻敬を召し入れたまひて、御達ひになりて、妻敬に食物を下されたり、己にして妻敬に言はむと思ふ仔細を尋ねたまひしに、妻敬説き出で、曰はく、「陛下には、此の洛陽に都を構へて、天下に號令したまふは、いかに周室と政治の隆盛なりし時代のさまを比べむと思し召されたのことなるか」と、主上の曰はく、「さなり」と、

善十有餘世公劉避桀居豳太王以狄伐故去豳杖馬箒居岐國人爭隨之及文王爲西伯斷虞芮之訟始受命呂望伯夷自海濱來歸之武王伐紂不期而會孟津之上八百諸侯皆曰紂可伐矣遂滅殷

【註】【華】……穎なり。【受命】……天子となるべき天命を受くるなり。【呂望】……太公望呂尚なり。

【註】妻敬の曰はく、「陛下の天下を取りたまへる仕方は、周室の天下を取りたる仕方とは違ひたり、其の謬けは、周の先祖は、后稷より始まり、后稷は、農業の教師にて、國家に功勞ありければ、帝堯之れを部の國に封じたまひき、后稷の子孫は、文王に至るまで、道徳を積み、善行を累ねること、十餘世なり、后稷より四世の孫の公劉の代になりて、夏の桀王の暴虐を避けて、豳の地に移り住みき、公劉より八世の孫の大王即ち古公亶父の代になりて、狄の國より頻りに幽を攻め伐ちたる故をもて、太王幽を立ち退きて、只一本の馬の鞭を杖に突きたるばかりにて、他に一物を携へずして、遠く岐山の下に移り住みしに、豳の国人、太王は仁人なれば失ふべからずとて、我れ後れじと、先を争ひて、之れに附き隨ひて來りき、太王の孫の文王の西伯となりて、虞の國と芮の國との田地の界の訴訟事を裁断するに及びて、始めて、殷に代はりて天子となるべき天命を受けて、天下の人心皆之れに向ひたれば、太公望呂尚、伯夷の如き大賢人も、北海東海の濱邊より遙々來りて、之れに歸服しき、后稷以來、道徳を積み、善行を累ねること、此の如く久しきりければ、文王の御子の武王の殷の紂王を伐ちたまふ時になりて、大小の諸侯に前方より會期を知らせたまはざりしかど、孟津といふ渡し場の最寄りに來會せる者、八百名の多きに至りて、一同に口を揃へて、武王に勧めて曰はく、「殷の紂王の惡事は、棄て置き難ければ、之れを征伐せらるべき」と、武王遂に萬民の爲めに、紂王を伐ちて、殷を滅ぼしたまひき。

成王卽位周公之屬傅相焉廼營成周洛邑以此爲天下之中也諸侯四方納貢職道理均矣有德則易以王無德則易以亡凡居此者欲令周務以德致人不欲依阻險令後世驕奢以虐民也

【註】【周公之屬】……周公旦、召公奭の類なり。【納貢職】……國產を獻納し、朝覲の職務を勤むるなり。武王の御子の成王の位を即させたまふに及びて、周公旦、召公奭の類、其の御守り役となり、宰相となりて、之れを輔佐して、成周城の王城を洛邑に造営して、此の地をもて、天下の中央とせり、これは、諸侯の東西南北より國產を獻納し、朝覲の職務を勤むるに、道路の里程の均し

及周之盛時、天下和治、四夷鄉風、慕義懷德、附離而竝事天子、不
屯一卒、不戰一士、八夷大國之民莫不賓服、効其貢職、
及周之衰也、分而爲兩、天下莫朝周、不能制也、非其德薄也、而形
勢弱也。

〔爲兩〕……東周、西周の二つとなるなり、
然るに、周の衰ふるに及びて、周室分かれて東周、西周の二つとなりて、天下の諸侯朝覲する者なくなりたれど、周に於ては、之れを制御して、朝廷の命令に従はしむること能はざりき、こは、其の徳の薄くなりたるにはあらずして、其の土地の形勢の弱ければなり、

今陛下起豐擊沛、收卒三千人、以之徑往而卷蜀、漢定三秦、與項羽戰榮陽、爭成臯之口、大戰七十、小戰四十、使天下之民肝腦塗地、父子暴骨中野、不可勝數、哭泣之聲未絕、傷痍者未起、而欲比隆於成、康之時、臣竊以爲不侔也。

〔起豐擊沛〕……一本には、擊の字なし、豊、沛は、高祖の起りたる地なり、さりながら、沛を擊ちたることあれば、此の儘にても宜しからむ、〔徑〕……直ちになり、〔卷〕……一枚の筵を片端より捲き取るやうに容易く取るなり、〔三秦〕……解は、張耳、陳餘の傳に見えたり、〔塗地〕……地上に流れ出づるなり、〔暴〕……晒すなり、〔中野〕……野中なり、〔成康〕……周の成王、康王なり、〔侔〕……等しきなり、周室の天下を取りたる仕方は、十餘世まで道徳を積み善行を累ねたる結果なることは、前に述べたる如くなり、然るに、今、陛下には、豊の小邑より起りたまひて、其の最寄りなる沛の地を撃ちたまひて、僅に三千人の兵卒を取り纏めたまひて、此の小人數をもて、直ちに往きて蜀、漢の地を一枚の筵を片端より捲き取るやうに容易く取りたまひ、秦の降將の章邯、司馬欣、董翳の項羽より買ひ受けたる三秦の地を平定したまひて、項羽と榮陽に戰ひたまひ、成臯の口を争ひたまへり、其の合戦を合計すれば、大戰は七十度、小戰は四十度に及びたり、新く戰争を纏けたまひて、天下の人民をして、打ちつ打たれつ、肝の臓、腦味噌を地上に流出でしめ、父子兄弟をして、骨を野中に晒さしめたまふこと、勘定の仕切れぬ程に多し、されば、人民の聲を放ちて泣き悲める聲は、今日までもまだ絶えず、戰争の爲めに手疵を負ひたる者は、まだ病牀より起き出でざるなり、此の如くにして、政治の隆盛なることを、周の成王、康王の時に比べて、此の洛陽に都を構へたまはむと思し召さるゝは何事ぞ、臣は内々陛下の天下を取りたる仕方とは、等しからずと存するなり、又法渡稚隆の曰はく、比隆成、康の句と、與周室比隆と、首尾喚應せりと、

〔秦之故〕……秦の元地なり、〔資〕……資本とするなり、〔天府〕……天然の府庫なり、しかのみならず、全體、秦の地は、山を後ろに立て廻したこと、夜具を被りたるが如く、河を前に引き廻したこと、帶を縮めたるが如く、四方の蔽塞したる險阻要害をもて、國の固めとしたれば、卒然として俄に急難あらば、百萬の大衆、立ちどころに用意せらるべし、されば、秦の元地に因りて、甚だ美なる膏腴肥沃の土地を資本とせば、其の產物は、山の如くなれば、此れ世間にて取り沙汰せる天然の府庫と謂ふべし者なり、されば、陛下には、函谷關へ入りたまひて、此の地に都を構へたまはゞ、華山より東の方の國々の亂ることありといふとも、秦の元地は、安全にして保有せらるべきなり、

夫與人鬪、不溢其膀、拊其背、未能全其勝也、今陛下入關而都之、山東雖亂、秦之故地、此亦溢天下之膀、而拊其背也、

〔掩其膀〕……其の喉頭を抑へ付くるなり、〔拊〕……撫つなり、〔案〕……足踏みにするなり、

全體、人と闘争するときに、片手にて其の喉頭を抑へ付けて、片手にて其の背中を撃たざれば、其の勝ちを全くすること能はずして、一時は勝ちても、負ることあるものなり。今、陛下には、函谷關へ入りたまひて、都を構へたまひて、秦の元地を足溜よりにしたまは。此れも亦片手にて天下の喉頭を抑へ付けて、片手にて其の背中を撃つが如く、其の勝ちを全くしたまふことを得べし。此の譯けなれば、洛陽を去りて、秦の元地に都を定めたまはむこと願ふなり」と、以上、劉敬の言葉なり。

高帝問羣臣、羣臣皆山東人爭言周王數百年、秦二世卽位不如都周上疑未能決及畱侯明言入關便卽日車駕西都關中於是上曰日本言都秦地者劉敬妻者乃劉也賜姓劉氏拜爲郎中號爲奉春君。

高帝には、劉敬の説をもて、羣臣に尋ねたまひしに、羣臣は、皆華山より東の方の人なれば、其の故郷に近からむことを望みて、我れ勝ちに劉敬の説を非難して曰はく、「周は、洛陽に都を構へたれど、其の王たること、數百年の長き間なり、秦は、關中に都を構へたれど、僅に二世にして亡びたり、是れ何よりの證據なれば、周の通りに、洛陽に都を構へたまふに如かず」と、主上には、心に疑ひたまひて、まだ孰れとも決し兼ねたまひしが、留侯の張良の劉敬の説を賛成して、「洛陽の地勢は、四面に敵を引き受け、武を用ゐる國にあらず、關中の地勢は、殺山と函谷とを左に取り、離と蜀とを右に取り、三面を隔て、堅固に守り、獨り一面をもて、東の方の諸侯を制御せらるれば、此れ世間にて取り沙汰せる天然の府庫の國なり、劉敬の説は、至極尤なり」とて、函谷關へ入り、秦の元地に都を構ふることの國家の爲めに便利なることを明白に言上するに及びて、主上には、即日に、御馬車の用意を仰せ出だされて、西の方關中へ遷りたまひて、其の地に都を定められけり、是に於て、主上の御譽め言葉に曰はく、「本來、秦の地に都を構へよと言ひたる者は、劉敬なり、妻の字音は、我が姓の劉と通ひたれば、今よリ劉敬と名乗るべし」と、斯く仰せありて、劉敬に姓を劉氏と賜ひたれば、今よリ劉敬と名乗るべし」と、斯く仰せありて、劉敬を以て、關中の官を任命せしめられて、奉春君と號せしめられけり、奉春君の美號を賜ひしは、春は、歲の始めなり、劉敬の首として關中に都せむことを謀りたるが故なりともいひ、奉春は、邑の名ならむともいへり、

董仲舒の曰はく、即日と書けるは、高帝の諒めに從ふことの圖を轉ずるが如きを見せるなりと。

漢七年、韓王信反、高帝自往擊之、至晉陽、聞信與匈奴共擊漢、上大怒、使人使匈奴、匈奴匿其壯士肥牛馬、但見老弱及羸畜、使

者十輩來、皆言匈奴可擊、上使劉敬復往使匈奴。

【劉敬】「晶畜」……瘠せ疲れたる牛馬なり、「十輩」……十組なり、十度毎に數人連れ立ちて來りたるなり、

【劉敬】漢の七年に、韓王の信謀反せしかば、高帝自ら出馬したまひて、之れを撃たむと思し召され、晉陽まで至りたまひしに、韓王の信と匈奴と組み合ひて、共に漢を撃たむと思ふ由聞こえたれば、主上大に怒りたまひて、人を匈奴に使ひせしめたまひて、其の形勢を觀察せしめられしに、匈奴は、其の屢竟なる壯士、肥え太りたる牛馬を見えざるやうに匿し置きて、但る老人弱者、及び瘠せ疲れたる牛馬を目に付くやうに出だし置きたれば、漢の使者、前後に十組往來、戻り来りて、皆曰はく、「匈奴は、取るに足らざれば、今速に之れを撃つべし」と、されど、高帝には、猶は念の爲めに、劉敬をして、重ねて匈奴に使ひせしめたまひて、其の實況を取り調べさせられたり、

欲見短伏奇兵以爭利愚以爲匈奴不可擊也。

【劉敬】「夸矜」……自慢するなり、「長」……優れるなり、「短」……劣るなり、「奇兵」……敵の正面より向ふを正兵といひ、横合ひより向ふを奇兵といふ、

【劉敬】劉敬匈奴より立ち戻りて、言上して曰はく、「今、漢と匈奴との兩國の互に攻め撃つ場合ひなれば、彼れは、自慢して、自國の優さりたる所を見せ付けて、我が心勝を奪ふべき筈なるに、今、臣彼の地へ往きて、様子を見るに、徒に瘦せ疲れたる牛馬、及び老人弱者ののみ目に附れたり、これは、必定殊更に自國の劣りたる所を見せ置きて、此方に油断せしめて、實戦の時に至りて、變化自在の奇兵を伏せ置きて、必勝の利を争はむと思ひての手段ならむ、されば、愚存を申し上げむに、匈奴は、容易く撃つべからざるなり」と、されど、高帝には、猶は念の爲めに、劉敬をして、重ねて匈奴に使ひせしめたまひて、其の實況を取り調べさせられたり、

是時漢兵已踰句注二十餘萬兵已業行、上怒罵劉敬曰、齊虜以口舌得官、今迺妄言沮吾軍、械繫敬廣武遂往至平城、匈奴果出奇兵、圍高帝白登七日、然後得解。

【劉敬】「齊虜」……齊の生け捕り人なり、劉敬は、齊の人なるが故に、見下して斯くいへるなり、「沮」……止めるなり、「械繫」……手枷足枷を締めて、繩を打つなり、

【劉敬】是の時、漢の兵は、已に代の句注山を越えて、二十餘萬の大軍、最早押し出したる跡なりければ、主上には、怒りたまひて、劉敬を罵りたまひて曰はく、「齊の下賤の生け捕り人は、口先の辯舌をもて、役目を得たるのみにして、軍事は更に辨へざるに、今虚妄なる言葉を放ちて、

吾が軍勢の進撃の邪魔をせること奇怪なり」と、斯く仰せありて、劉敬に手枷足枷を取め、繩を打たせて、旬注山の南の廣武縣の牢屋へ入れられたり、而して、高帝には、遂に御陣を進められて、平城まで至りたまひしに、匈奴は、果たして劉敬の見込みの通り、伏せ置きたる奇兵を出だして、高帝を白登臺に圍むこと、七日間に及びたれば、高帝には、陳平の祕計を用ひたまひて、匈奴の王の冒頓の妻に手厚く物を贈らしめられて、妻の口より冒頓に説かしめて、其の圍みを解かしめて、危難を免れたまふことを得たり。

高帝至廣武赦敬曰吾不用公言以困平城吾皆以斬前使十輩言可擊者矣迺封敬二千戶爲關內侯號爲建信侯高帝罷平城歸韓王信入胡

是に於て、高帝には、廣武縣まで引き揚げたまひて、劉敬を赦したまひて曰はく、「吾れば、貴公の言葉を用ひずして、平城に困難せり、吾は、皆前の使ひの十組みの匈奴を擊つべしと言ひたる者を切り棄てたり」と、斯く仰せありて、劉敬を二千戸の邑に封じたまひて、關內侯とせられて、建信侯と號せしめられけり、さて、高帝には、平城の軍を罷めて、都へ歸りたまひければ、韓王の信は、逃亡して、胡の地へ入りて、身を匿しけり、

當是時冒頓爲單于兵彊控弦三十萬數苦北邊上患之問劉敬劉敬曰天下初定士卒罷於兵未可以武服也冒頓殺父代立妻羣母以力爲威未可以仁義說也獨可以計久遠子孫爲臣耳然恐陛下不能爲

是の時に當たりて、匈奴の冒頓、匈奴の天子の單于となりて、兵勢頗る強くして、弓を引く者のみにても、三十萬人程ありて、度々北の邊境を苦めたれば、主上には、之れを心配したまひて、劉敬に計らひ方を尋ねたまひしに、劉敬の曰はく、「今、天下初めて平定して、無事なる日淺く、士卒は、戦争の爲めに疲弊して、用ひ難ければ、まだ武力をもて匈奴を服従せしめられぬなり、匈奴の天子の冒頓は、これの父の頭髪を殺して、代はりて立ちて、己れの身よりは大勢の母に當たれる父の愛せし婦女を妻とし、腕力をもて威光を振へる、暴虐無道の者なれば、まだ道德仁義をきて説き付けて、之れを降参せしめられぬなり、されば、差し向き、手の付けやうはなけれども、獨り久遠なる後もに

至りて、冒頓の子孫をして、漢に臣たらしむることを計畫せらるべきのみ、さりながら、此の計畫は、陛下の行ひたまふこと能はざらむことを掛念せらるゝなり」と、
上曰誠可何爲不能顧爲柰何劉敬對曰陛下誠能以適長公主妻之厚奉遺之彼知漢適女送厚蠻夷必慕以爲閼氏生子必爲太子代單于何者貪漢重幣陛下以歲時漢所餘彼所鮮數問遣因使辯士風諭以禮節冒頓在固爲子壻死則外孫爲單于豈嘗聞外孫敢與大父抗禮者哉兵可無戰以漸臣也若陛下不能遣長公主而令宗室及後宮詐稱公主彼亦知不肯貴近無益也

劉敬【通長公主】……嫡は、嫡子なり、長は、總領なり、公主の解は、李斯の傳に見えたり、「奉遺」……物を贈るなり、「送厚」……送り物の手厚きなり、「閼氏」……匈奴の皇后の稱なり、「問遣」……物を贈りて音信するなり、「風諭」……風は、諷に同じ、それとなく諭すなり、「子壻」……子たり賜たるなり、「外孫」……母方の孫なり、「大父」……祖父なり、「抗禮」……對等の禮儀を行ふなり、
 主上の曰はく、「汝が謀ること誠に宜しかば、何とて之れを能くせざらむ、屹度實行して見すべし、念ふに之れを如何様にせむ積もりなるぞ」と、劉敬對へ曰はく、「陛下には、誠に能く御嫡子の御總領の御女子なる通長公主をもて、匈奴の單于の冒頓に縁付けたまひて、手厚く之れに物を贈りたまへ、彼の冒頓は、漢の天子の嫡女と贈り物の手厚きとを知らば、末聞の蠻夷のことなれば、屹度有り難く思ひて、漢を恭ひて、其の女を本妻にして、閼氏とするならむ、さらば、太子は、冒頓に代はりて、單于とならむ、其の譯は、彼の冒頓は、漢の手書き進物を貰る心あればなり、さて、御嫡女を冒頓に縁付けたまひたる上に、陛下には、四季折りくに、漢にては餘計なる物にて、彼の匈奴にては鮮少なる物を度々贈りて音信をしたまひて、其の序いでに、能辯の士をして、禮儀作法の次第柄をそれとなく諭さしめたまへ、さらば、冒頓の存生中は、言ふまでもなく陛下に對して、子たり賜たる身分とならむ、其の死去せし後は、母方の孫の太子は、單于とならむ、いかで是まで世間に母方の孫の押し切りて母の父なる祖父と對等の禮儀を行ふことを聞き及びることあるべき、孫は是非とも祖父を敬ふべき者と極まりたり、されば、我が軍兵は、匈奴と戰ふことなくして、いつとなく、漸々徐々に彼れを臣下とせらるべきなり、さりながら、若し陛下には、御總領娘なる長公主を遣はざること能はずして、御一門及び後宮の女子をして、詐りて公主なりと稱して、匈奴へ往かしめたまはむには、彼の冒頓も、亦其の似せ物なることを心付きて、之れを貴び重んじ、親み近くることを承知せざるければ、折角遣はしたまふとも、其の甲斐なからむ」と、

高帝曰、善。欲遣長公主、呂后日夜泣曰、妾唯太子一女、柰何棄之。匈奴上竟不能遣長公主、而取家人子、名爲長公主、妻單于、使劉敬往結和親約。

【家入子】……平民の娘なり。

【語義】高帝の曰はく、「至極尤なり」と、斯く仰せありて、日頃呂后的愛したまへる長公主を匈奴へ遣はしたまはむとせしに、呂后日夜泣きたまひて曰はく、「妾は、唯、一人の太子と一人の娘とあるのみなり、如何なれば之れを匈奴に棄てたまはむ思し召しなるぞ」と、主上には、呂後の爲めに、終に思ひ切りて長公主を遣はしたまふこと能はずして、名もなき平民の娘を取り上げて、長公主なりと名乗らせて、單子に縁付けたまひけり、其の時、劉敬に仰せ付けられて、匈奴へ往きて、冒頓と和親の約束を取り結ばしめたまひけり。

劉敬從匈奴來、因言匈奴河南白羊、樓煩王去長安近者七百里、輕騎一日一夜可以至秦中。秦中新破少民地肥饒可益實夫諸侯初起時、非齊諸田、楚昭屈景莫能興。今陛下雖都關中、實少人、北近胡寇、東有六國之族宗彊。一日有變、陛下亦未得高枕而臥也。臣願陛下徙齊諸田、楚昭屈景、燕趙韓魏後及豪傑名家居關中、無事可以備胡。諸侯有變亦足率以東伐此彊本弱末之術也。

【語義】白羊、樓煩……共に匈奴の國なり。秦中……關中をいふ、以前は秦の地なればなり。益實……人民を増加充實するなり。齊諸田……齊の王族なり。楚の王族なり。

【語義】劉敬首尾よく冒頭と和親の約束を取り結びて、匈奴より歸り来りて、其の趣を復命し、其の序いでをもて、言上して曰はく、「匈奴の河南に在る白羊と樓煩との二國の王は、油斷せられぬなり、此の國の我が長安の都を去ること、近き者は僅に七百里なれば、彼の手輕に身支度したる騎兵は、一晝夜にて秦中即ち關中へ到着すべし、秦中即ち關中の地は、戰争を経て、新たに破れて、日もまだ浅ければ、以前の

上曰、善。迺使劉敬徙所言關中十餘萬口。

【字訓】口……一人を一口といふ、人毎に一つの口あればなり、

【訓義】主上の曰はく、「至極尤なり」と、斯く仰せありて、劉敬をして、其の言上せし者共を關中に移住せしめらること、十餘萬口に及びけり、

【文法】凌稚隆の曰はく、「作色」……顔色を變ふるなり、功業おのづから見はれたりと、叔孫通は、薛の人なり、秦の時に、文學に長じたるをもて、都へ召されて、博士の官を授けらる、御沙汰を待ちけり、斯くてあること數箇年後に、陳勝華山より東の方より起つて、秦より使者を差し向けて、其の様子を視察せしめしに、使者立ち戻りて、其の事實を奏聞せり、二世皇帝博士及び諸儒生を召して、見込みを尋ねられて曰はく、「楚の邊境の番卒共、荆の地を攻めて、陳へ入りりとのことなるが、公等に於ては、如何様に存ずるぞ」と、博士及び諸生三十餘人、一同に御前へ進み出で、曰はく、「人臣は、人を帥ゐる権利なし、人臣にして人を帥ゐるは、取りも直さず、謀反すなり、されば、其の罪、死刑に處して、赦すことなし、願はくは陛下の急速に兵を發して、之れを撃ちた

まはむことを」と、二世皇帝謀反人なりと聞かれて、怒りて顔色を變へられたり、
叔孫通前曰、諸生言皆非也、夫天下合爲一家、毀郡縣城、鏽其兵、
示天下不復用且明主在其上、法令具於下、使人人奉職、四方輻
輳、安敢有反者、此特羣盜鼠竊狗盜耳、何足置之齒牙間、郡守尉
今捕論、何足憂。

【註】……鑄造すなり、「幅轂」：輶は、漆と通ず、輶の轂に聚まるが如きなり、委しき解は、張儀の傳に見えたり、
叔孫通二世皇帝の謀反人なりと聞かれて、大に不機嫌なるを見て、御前へ進み出で、曰はく、「諸生の言葉は、皆闇違へり、全體、天下は
合併して、秦の一家となりて、秦の外には天下なし、されば、今まで郡縣に備へ置きたる城郭兵器は、不用になりたれば、其の城郭を取り崩
し、兵器を鑄造して、天下中の人々に重ねて用ひざることを示されたり、しかのみならず、賢明なる君主上に在り、法律條令下に具はりて、
人々をして、其の職分を奉じ守らしめられたれば、天下の人心、皆秦に歸服して、東西南北より車の輶の轂に聚まるが如くに此の都府に集
合せり、斯かる芽出度御世なれば、何とて押して謀反する者あらむ、此の度の事の如きは、特に盜人共の所爲にして、鼠の物を竊み、狗の物
を盗むやうに、人目を忍びて、些細なる惡事を働くのみなり、何とて之れを齒牙の間に置き、口の端に上せて、評議するに足らむ、郡の守
尉共の手限りにて、程なく之れを召し捕りて、其の罪を論ずべければ、何とて心配するに足らむ」と、

二世喜曰、善、盡問諸生、諸生或言反、或言盜、於是二世令御史案
諸生言反者下吏非所宜言、諸生言盜者皆罷之、廼賜叔孫通帛二
十匹、衣一襲、拜爲博士。

【註】……取り調ぶるなり、「二十匹」……四十反なり、「一襲」……上下一描へなり、

二世皇帝叔孫通の手軽く申し立てたるを喜ばれて曰はく、「至極尤なり」と、それより残らず諸生の見込みを尋ねられしに、諸生の中に
は、謀反人なりと言ふ者もあれば、盜人なりと言ふ者もありけり、是に於て、二世皇帝御史の役人をして、諸生の謀反人なりと言ひたる者を
取り調べさせられて、之れを牢屋の役人に下げ渡されて、謀反人ありなど、いふことは、人臣の憚りて發言すべきことにあらず、不培至極
の申し條なりとて、其の罪を處斷せしめられ、盜人なりと言ひたる者は、不都合なしとて、皆其の儘に棄て置かれたり、而して、叔孫通に相

物二十四と衣服上下一描へと下されて、本人の望み通り、博士の官を拜命せしめられたり、
叔孫通已出宮反舍、諸生曰、先生何言之訛也、通曰、公不知也、我
幾不脫於虎口。

【註】叔孫通已に宮中より退出して、己れの官舍へ立ち戻りしに、諸生の曰はく、「先生は、何とて上に阿り諛ひたる言葉を發せられたるぞ」と、叔孫通の曰はく、「公等は、其の諛けを知らざるなり、我れ若し正直に謀反人なりと申し立てたるを、恐ろしき虎の口を脱せしめて、立ち戻りたるを、我れは此の危き場合を遁れむ爲めに、心にもなき事を言ひたるなり」と、

【註】渡難降の曰はく、此れ専ら叔孫通の世を希ひ、禍を免れ、時と變化せる處を寫せりと、
廼亡去之薛、薛已降楚矣、及項梁之薛、叔孫通從之敗於定陶、從
懷王、懷王爲義帝、徙長沙、叔孫通畱事項王。

【註】叔孫通は、全く一時の逃げ口上を述べたることなれば、跡にて露顯せむことを恐れて、其の儀を逃亡して、故郷の薛へ往きたるに、薛
の地は、已に楚に降りたれば、叔孫通は、漢王に降りけり、漢王敗軍したまひて、西の方へ退きたまひしかど、其の盡終に漢に隨身せり、叔孫通
は、漢に在りても、常に儒者の衣服を著用せしに、漢王には、其の悠長なる風體を憎み嫌ひたまひしかば、叔孫通は、其の衣服を取り變へて、
漢王の御生國なる楚の國の仕立て方の立ち働きに便利なる短さ衣服を著用せしに、漢王之れを喜びたまひけり、

【註】渡約言の曰はく、婁敬は、羊裘を易へざるに、通は服を變へて、上に媚びたり、兩人の優劣較然たりと、
叔孫通之降漢、從儒生弟子百餘人、然通無所言進、專言諸故羣
從漢、叔孫通儒服、漢王憎之、廼變其服、服短衣、楚製、漢王喜。

【註】漢の二年に、漢王には、常山王の張耳、河南王の申陽、韓王の鄭昌、魏王の豹、殷王の卬の五諸侯を從へたまひて、彭城へ入りたまひて、項
羽を攻めたまひければ、叔孫通は、漢王に降りけり、漢王敗軍したまひて、西の方へ退きたまひしかど、其の盡終に漢に隨身せり、叔孫通
は、漢に在りても、常に儒者の衣服を著用せしに、漢王には、其の悠長なる風體を憎み嫌ひたまひしかば、叔孫通は、其の衣服を取り變へて、
漢王の御生國なる楚の國の仕立て方の立ち働きに便利なる短さ衣服を著用せしに、漢王之れを喜びたまひけり、

盜壯士進之，弟子皆竊罵曰：「事先生數歲，幸得從降漢，今不能進臣等，專言大猾何也？」

【大猾】……猾は、黠惡なり、大なる亂暴人なり。

【叔孫通】……叔孫通の漢に降りしき、儒生弟子達百餘人を從へたり。されども、叔孫通は、此の人々の事を漢王に言上して引き進むことなく、専ら以前の盜人共、壯士達の事を言上して之れを引き進めたれば、弟子達之れを不平に思ひて、皆内々にて叔孫通を罵りて曰はく、「臣等は、叔孫先生に事へて、學問修業をすること、數箇年なり。幸に先生に附き從ひて、漢に降ることを得たり。然るに、今先生は、臣等を引き進むこと能はずして、専ら以前の盜人共、壯士達の如き大なる亂暴人を言上せらるゝは、何事ぞ」と、王維楨の曰はく、「叔孫の弟子、進むことを得ざるをもて、窮かに屬り、後に官を得るに至りて、稱して聖人とせり、先づ此れを言ひ、後に彼れを言へるは、又實事あり」と、

叔孫通聞之廻謂曰：「漢王方蒙矢石爭天下、諸生寧能鬪乎？」故先言斬將搴旗之士、諸生且待我。我不忘矣。漢王拜叔孫通爲博士、號稷嗣君。

【畢旗】……敵の旗を抜き取るなり。

【叔孫通】……叔孫通弟子達の苦情を聞きて、人々に物語りして曰はく、「漢王には、敵の射出だす矢、敵の投げ付くる石を御身に蒙りたまひて、戰場の危険を冒して、天下の取り遣りをしたまふ最中なれば、差し向き戦争の役に立つ者こそ入用なれ、諸生は、書物を讀みたればとて、何とて能く武器を手にして、人と鬭ふことを得べき。されば、先づ敵將を討ち取り、敵の旗を抜き取る勇士を言上して、諸生を跡へ廻したり。諸生舊く我が推舉する時節を待て、我れは決して諸生の事を忘れざるなり」と、漢王には、叔孫通に博士の官を拜命せしめたまひて、稷嗣君と號せしめられけり。稷嗣君とは、齊の稷下の風流を繼ぎに足るとの義なりとも、邑の名なりともいへり。

漢五年、已并天下、諸侯共尊漢王爲皇帝於定陶。叔孫通就其儀號、高帝悉去秦苛儀法爲簡易、羣臣飲酒爭功、醉或妄呼拔劍擊柱、高帝患之。

【叔孫通】……叔孫通主上の益と羣臣の無作法なるを厭ひ嫌ひたまへることを知りて、或る日、主上に説きて曰はく、「全體、儒者といふ者は、書物を讀みて、禮儀を習ふ者なれば、一所に進みて天下を取る役には立ち難けれど、一所に成就せる天下を守りて長久ならしむる役には立つべし。臣願はくは、魯の國の諸生を召して、臣が弟子等と共に、上下の秩序を保つべき朝廷の儀式を起こさむことを」と、高帝の曰はぐ、「そは、殊の外面倒なることにてはあらざるか」と、

叔孫通知上益厭之也、說上曰：「夫儒者難與進取、可與守成。臣願徵魯諸生與臣弟子共起朝儀。」高帝曰：「得無難乎？」

【叔孫通】……節は、程よくするなり。文は、取り飾るなり。「因損益」……因は、三綱五常の大體に因るなり。損益は、文章制度の過ぎたるを損減し、足らざるを補益するなり。三綱は、君臣、父子、夫婦をいふ。君は臣の綱たり、父は子の綱たり、夫は妻の綱たるなり。五常は、仁、義、禮、智、信なり。「復」……重ねといはむが如し、重ねて前代の禮儀を用ゐるなり。

【叔孫通】……叔孫通の曰はく、「黃帝軒轅氏、諸項高陽氏、帝嚳高辛氏、帝堯唐氏、帝舜有虞氏の五帝は、各々其の音樂を異にし、夏の禹王、殷の湯王、周の文王、武王の三王は、各々其の禮儀を同じくせず、禮儀といふ者は、時世と人情とに因りて、之れを程よくし、之れを取り飾る者なるが故に、夏殷周三代の禮儀の、三綱五常の大體に因りて、文章制度の過ぎたるを損減し、足らざるを補益せることは、容易く分かるなりと、論語の爲政の篇に孔子の仰せられたるは、即ち時世と人情とに因りて、之れを程よくし、之れを取り飾りて、重ねて前代の禮儀を用ひざることを謂へるなり。されば、臣願はくは頗る古代の禮式と秦の儀式とを擇び取りて、之れを雜せ合はせて、今日の儀式を成就せむことを」と、主上の曰はく、「さらば、試みに之を擇へて見るべし。而して、成るべく之れを分かり易からしめよ。吾が能く行ふべきことを勘考して之れを擇へよ」と、

於是叔孫通使徵魯諸生三十餘人，魯有兩生不肯行。曰：「公所事者且十主，皆面訣以得親貴。今天下初定，死者未葬，傷者未起，又欲起禮樂。禮樂所由起，積德百年而後可興也。吾不忍爲公所爲。」公所爲不合古，吾不行。公往矣，無汙我。叔孫通笑曰：「若眞鄙儒也，不知時變。」

翻訳 「鄙儒」……田金儒者なり。
是に於て、叔孫通使者となりて、魯の國へ往きて、魯の諸生三十餘人を召したるに、魯に二人の諸生ありて、召しに應じて都へ往くことを承知せずして曰はく、「貴公の今まで奉公して主君と仰きたる者は、十人程もありつらむ。而して、貴公は、孰れの主君に對しても、皆面前に媚び諂ひて、機嫌を取りて、親を貴ばる、ことを得たり。今、天下は、初めて平定したるばかりにて、戰場に死にたる者は、まだ葬式を營まず、手廻を負ひたる者は、まだ病床より起き出でざるに、又朝廷の禮儀音樂を起こさむとするは、心なきことなり。禮儀音樂の起る由來といふものは、實に一朝一夕のことにしてあらず。其の君主たる者、道徳を積み、善行を累ねること、百年も立ちたる後に、始めて興こすべきものなり。吾れは、心に懸づることありて、貴公の仕方を眞似ぬるなり。貴公の仕方は、古人の仕方に合はざれば、吾れは、都へ行かぬなり。貴公は、早く立ち去るべし。我が身を汙し辱むることなかれ」と、叔孫通笑ひて曰はく、「汝は、眞に田金儒者なり。時世の變化を知らぬなり」と。

又曰 王維楨の曰はく、兩生の行かざる語を敍せるも、亦因りて以て叔孫の人品を著はせるのみと。

遂與所徵三十人西及上左右爲學者、與其弟子百餘人、爲綿蕞野外習之。月餘，叔孫通曰：「上可試觀。」上既觀，使行禮。曰：「吾能爲此，迺令羣臣習隸。」

翻訳 「綿蕞」……綿は、撻張りをして、稽古の場所を仕切るなり。蕞は、茅を束ねて、地に立て、席の高下を分かつなり。「習隸」……漢書には、恭を肆に作れり、從ふべし、肆も、習ふなり。

翻訳 叔孫通は不厭を唱へたる二人の者を棄て置きて、遂に召したる三十人の諸生と共に、西の方長安の都へ戻りて、其の三十人、及び主上の左右の近臣の日頃學問せる者と、己れの弟子共百餘人とを引き連れて、野外の廣場に出で、撻張りをして、稽古の場所を仕切り、茅を束ねて、地に立て、席の高下を分かつて、朝廷の儀式を習はすること、一箇月餘りになりて、其の進退も熟練せしかば、叔孫通言上して曰はく、「主上にも、試みに御一覽あるべ」と、主上には、既に一覽したまひて、禮儀を行はせられたる上にて、仰せられて曰はく、「此のやうなる仕方なれば、吾れにも行ふことを得む」と、斯く仰せありて、羣臣をして、之れを習はせられけり。

又曰 游稚隆の曰はく、「吾能爲此」と上の度「吾所能行」と相應じたりと。

會十月，漢七年，長樂宮成。諸侯羣臣皆朝。十月，儀先平明，謁者治禮，引以次入殿門。廷中陳車騎，步卒衛宮，設兵，張旗志，傳言趨殿。下郎中俠陛，陛數百人。功臣列侯諸將軍軍吏以次陳西方，東鄉。文官丞相以下陳東方，西鄉。大行設九賓、臚句傳。

翻訳 「平明」……夜の引き明けなり。「志」……職に同じ、旗の類なり。「俠陛」……俠は、挾に同じ、御殿の階段を挾むなり。「大行」……賓客の禮を掌る役なり。「九賓」……九人の賓客を接待する役なり。「臚句傳」……賓客を掌る役にして、即ち通譯官なり、上の言葉を下に傳ふるを賦といひ、下の言葉を上に傳ふるを句といふ。

翻訳 折りから、時は十月に當たりたり、十月は、漢の正月にして、祝ひ月なり、漢の七年の此の月に、長樂宮落成したれば、其の御祝ひを兼ねて、諸侯及び羣臣は、皆十月に參朝せり、其の日の儀式の次第はといふに、夜の引き明けに先立ちて、謁者の役人當日の禮を治めて、式場を整頓し、人々の身分の順序を逐ひて、殿門より引き入れたり、朝廷の中には、兵車騎馬を陳列し、歩卒は、隊伍を組みて、宮殿を警衛し、兵器を設け、旗幟を張りたり、殿門へ入りたる者には、號令を傳へて、足早に歩めと言ふ、御殿の下には、戟を執りたる耶中の役人、御殿の階段の兩側に立ち並びて、其の階段を挾みて、階段毎に數百人あり、功臣、列侯、諸將軍、軍吏の武官の面とは、順序を逐ひて、西の方に陳列して、東へ向ひ、文官の丞相以下の面とは、東の方に陳列して、西の方へ向ひたり、賓客の禮を掌る大行の役人、九人の賓客を接待する役人と、暨客を掌りて上下の言葉を取り次ぐ臚句傳の役人とを取り設けて、參賀の人を進退せり。

又曰 頗師古の曰はく、其の下の儀法を敍せむと欲して、先づ儀を音へること此の如しと。

於是皇帝輦出房，百官執職傳警，引諸侯王以下至吏六百石以次，奉賀。自諸侯王以下莫不振恐肅敬，至禮畢，復置法酒，諸侍坐。

殿上皆伏抑首以尊卑次起上壽觴九行謁者言罷酒御史執法舉不如儀者輒引去竟朝置酒無敢詭譁失禮者

【董】……人の引車なり、【房】……奥の間なり、【執職】……銘々の職務を執り守るなり、【傳擎】……制し聲を掛くるなり、【置法酒】……法式の酒宴を設くるなり、醉ふ程に飲まぬなり、【上壽】……祝杯を差し上くるなり、【觴九行】……杯の數の九度まで廻るなり、【詭譁】……高聲に雜談するなり、

是に於て皇帝には御輦に召されて、奥の間より出でたまへば、百官は、銘々に其の職掌を執り守りて、制し聲を掛け、諸侯王より以下、六百石取扱の役人に至るまで引き廻して、順序を逐ひて、賀儀を申し上げさせたるに、諸侯王より以下の面々此の莊嚴なる儀式に奉まれて、一人として振ひ恐れて肅然として上を敬はざる者なし、さて、奉賀の禮の畢はるに至りて重ねて法式の酒宴を設けられたるに、殿上に侍坐せる人々、皆平伏して、首を抑へて、頭を上ぐる者なく、貴賤尊卑の順序を逐ひて、座を起ちて、皇帝に祝杯を差し上げたり、斯くて、

杯の數の九度まで廻りたる頃に、謁者の役人酒を罷めよと掛け聲せり、其の時、御史は、禮法を執り守りて、儀式通りにせざる者あれば、其の度毎に容赦なく引き立てゝ、其の場を退き去らしめたれば、朝賀の禮を済まして、酒宴を設けらるゝまで、押し切りて高聲に雜談して、禮儀作法を取り失ふ者なかりけり、

董仲舒の曰はく、「陳次歴々たり、未だ嘗て闕廷へ至らざる者といへども、亦以て漢の儀を想ふべし」と、

於是高帝曰吾廼今日知爲皇帝之貴也廼拜叔孫通爲太常賜金五百斤叔孫通因進曰諸弟子儒生隨臣久矣與臣共爲儀願陛下官之高帝悉以爲郎叔孫通出皆以五百斤金賜諸生諸生廼皆喜曰叔孫生誠聖人也知當世之要務

是に於て、高帝大に満足したまひて曰はく、「吾れ今日になりて、始めて皇帝たることの貴きことを知れり」と、斯く仰せありて、叔孫通に太常の官を拜命せしめられて、金五百斤を賜ひたり、叔孫通それに就きて、進み出で、曰はく、「臣が弟子共、儒生等の、臣に隨身して、學問修業せることは、長年の間に於て、此の度、臣と共に朝廷の禮儀を擔へたれば、願はくは陛下の此の者共を役人にしてまほもことを」と、高帝には、尤なりと思し召されて、之れを残らず耶官としたまひけり、さて、叔孫通は、退出して己れの官舍へ歸りて、高帝より賜はりたる五百斤の金を残らず諸生に配分せしかば、諸生皆喜びて曰はく、「叔孫先生は、誠に聖人なり、以前は、専ら盜人共、壯士達の如き大なる亂暴人を推舉せられしが、今日は、臣等を推舉せられたり、眞に當世の要務を知られたり」と、

漢九年高帝徙叔孫通爲太子太傅漢十二年高祖欲以趙王如意易太子叔孫通諫上曰昔者晉獻公以驪姬之故廢太子立奚齊晉國亂者數十年爲天下笑秦以不蚤定扶蘇令趙高得以詐立胡亥自使滅祀此陛下所親見今太子仁孝天下皆聞之呂后與陛下攻苦食啖其可背哉陛下必欲廢適而立少臣願先伏誅以頸血汙地

【董】……勤苦するなり、【食啖】……啖は、淡と通ず、淡味の粗物を食ふなり、【適】……嫡子なり、

漢の九年に、高帝叔孫通を太常より徙して、太子の太傅としたまひけり、漢の十二年に、高祖には、御寵愛の戚夫人の腹より出でたる趙王如意をもて太子に易へむと思し召されしに、叔孫通主上を諫め奉りて曰はく、「昔し、晉の獻公は、驪姬を寵愛せる故をもて、太子の申生を廢して驪姬の生みたる奚齊を立てしかば、晉の國大に亂ること數十年にして、天下の物笑ひとなりき、又秦の始皇帝は、早く長子の扶蘇を世嗣さに取り極めざりしをもて、趙高をして、詐りをもて、末子の胡亥を立つことを得しめて、自ら祖先の祭りを滅ぼさしめき、此の二つは、陛下の親しく見聞したまへることならむ、今、太子の慈仁孝順なことは、天下中の人々、皆之れを承り及びたり、しかのみならず、其の太子の母君なる呂后には、陛下と共に勤苦して、淡味の粗物を召し上がりて、遂に斯くまでなりたまへることなれば、其の情義には背きたまふこと叶ふまじ、陛下には、是非とも御嫡子を廢して、御末子を立てむと思し召したまはゞ、太子の御守り役なる臣は、願はくは太子に先立ちて、誅戮に伏して、臣が頸の血をもて地を汙さむことを」と、

高帝曰公罷矣吾直戲耳叔孫通曰太子天下本本一搖天下振動柰何以天下爲戲高帝曰吾聽公言及上置酒見畱侯所招客從太子入見上乃遂無易太子志矣

高帝の曰はく、「貴公は、其の話しづを罷めよ、吾れは、只ゞ一時の戯れに太子を易へむと言ひたるまでなり」と、叔孫通の曰はく、「太子は、

帝位を承け繼ぎたまふ御方なれば、天下の根本なり、其の根本にして、一たび動搖せば、天下の人心振ひ動かむ、御戯れにも品こそあれ、如何なれば、大切な天下をもて戯れたまへる」と、高帝の曰はく、「吾れは、貴公の言葉を聽き入れて、太子を易へざるべし」と、高帝には、斯く仰せられしかど、内實は、まだ御決心なかりしが、其の後、主上の酒宴を設けたまふに及びて、謂侯の張良の招き寄せたる東園公、綺里季、夏黃公、角里先生といふ四人の老いたる賓客の太子に附き從ひて、御日通りへ出でたるを見たまひて、主上には、遂に太子を易ふる御志しなくなりけり、此の四人は、其の頃の名士にて、高帝にも兼ねて臣下として思し召されしかど、四人は、高帝の人を輕蔑したまふを嫌ひて、深く匿れて出でざりしが、張良の計らひにて、遂に太子の賓客となりて、自然に太子の地盤を固める道具とはなりしなり、又、茅坤の曰はく、叔孫は、世を希ひ容れられむことを取れりとはいへども、然れども、太子を易ふることを諒むる數語を覽るに、頗る然として生氣ありと、

高帝崩、孝惠卽位、廬謂叔孫生曰、先帝園陵寢廟、羣臣莫能習、徙爲太常、定宗廟儀法、及稍定漢諸儀法、皆叔孫生爲太常所論著也。

字訓【園陵】……陵は、天子の墓なり、墓には園あるが故に、園陵といふ。【寢廟】……寢は、神を安んずる所なり、廟は、貌なり、先祖の形貌の存する所なり。

韻義其の後、高帝崩じたまひければ、孝惠帝位に即きたまひて、叔孫生に御物語りありて曰はく、「先帝の園陵寢廟の事は、是れまでの例もなければ、寡臣は、其の取り扱ひ方を能く習ひ知れる者なし、汝宜しく取り調べべし」と、叔孫生此の仰せを承りて、太子の太傅より、従りて太常となりて、宗廟の儀式法度を取り極めたり、及び追ひく漢の諸儀式諸法度を取り極めたるは、皆叔孫生の太常となりて論議著作せるなり、

孝惠帝爲東朝長樂宮、及閒來數蹕煩人、廬作複道、方築武庫、南叔孫生奏事、因請聞曰、陛下何自築複道、高寢衣冠月出游高廟、高廟漢太祖奈何令後世子孫乘宗廟道上行哉。

字訓【蹕】……人の往来を止むるなり、【複道】……複は、重なるなり、上下に道あるが故に、複道といふ。【請聞】……手透きの折りを伺ふなり、【高寢衣冠月出游高廟】……高寢は、高帝の陵寢なり、高廟は、高帝の廟なり、高帝の陵寢より、高帝の著用せし衣冠を取り出して、毎月高帝の廟に飾ることをいへるなり、

孝惠帝大懼曰、急壞之、叔孫生曰、人主無過舉、今已作百姓皆知之、今壞此則示有過舉、願陛下爲原廟渭北、衣冠月出遊之、益廣多宗廟、大孝之本也。

字訓【過舉】……過失の舉動なり、【原廟】……原は、重なるなり、二重の廟なり、

韻義孝惠帝には、大に懼れたまひて曰はく、「如何にも濟まぬことなれば、急速に複道を破壊せよ」と、叔孫生の曰はく、「人主には過失の舉動にて、上下二重の複道を拆へさせられて、上を主上の御通路として、下を諸人の通路とせられもとて、其の道を武庫の南に建築せる最中に、叔孫生事を奏聞して、其の序いでに、主上の御手透きの折りを伺ひて、言上して曰はく、「陛下には、何とて誰れに御相談もなく、御自身に複道を建築せしめたまへるか、高帝の御陵寢に納まりたる高帝の御衣冠は、毎月高帝の御廟に出游せり、高帝の御廟は、漢の太祖の御廟にして、此の上もなく大切なり、さるを如何なれば後世子孫の御身なる陛下をして、宗廟へ持ち運ばる、高帝の御衣冠の御通路の上に複道を拆へさせられて、其の上を乗り越えて行かしめたまへる、此の儀は御遠慮あるべきなり」と、

上廬詔有司立原廟、原廟起以複道故、

字訓【過舉】……喜びたまひて、掛かりの役人に詔を下されて、二重の御廟を渭水の北に立てさせたまひけり、漢に於て、二重の御廟の起こりたるは、此の複道の故をもてなり、

孝惠帝曾春出游離宮、叔孫生曰、古者有春嘗果、方今櫻桃孰可獻、願陛下出、因取櫻桃獻宗廟、上廬許之、諸果獻由此興、
古者有春嘗果、方今櫻桃孰可獻、願陛下出、因取櫻桃獻宗廟、上廬許之、諸果獻由此興、

孝惠帝或る時離れ御殿へ出遊したまほむとせしに、叔孫生言上して曰はく、「昔は、春は草物を嘗むといふことありて、春の月には、草物を供物として宗廟に獻する例もあり、此の節は、櫻桃の實熟したれば、宗廟に獻するに宜し、願はくは陛下の離れ御殿へ出遊したまよ御序いでに御庭中なる櫻桃の實を取りたまひて、宗廟に獻じたまほむことを」と、「主上には、之れを許可したまひて、其の熟したる櫻桃の實を宗廟に獻じたまひけり、漢に於て、色々の草物を宗廟に獻することは、此の時より與これり」。

太史公曰語曰千金之裘非一狐之腋也臺榭之棟非一木之枝也三代之際非一士之智也信哉

【賤】……脇の下の毛皮なり、其の毛厚く和らかにして高價なり、【臺榭】……臺は、土を高く盛り上げたる者なり、榭は、臺に屋根ある者なり、【接】……垂る木なり、
【太史公劉敬、叔孫通の事跡を論賞して曰はく、「古語に曰はく、『千金の高價なる皮の著物は、多くの狐の脇の下の毛皮を聚めて仕立てたる者にして、一匹の狐の脇の下の毛皮にて出來たる者にはあらぬなり、高き臺榭の垂る木は、多くの材木を寄せて、組み立てたる者にして、一本の木の枝にて出來たる者にはあらぬなり、之れと同じく、夏殷周の三代の興こりたる場合ひは、多くの士人の智慧にて成就したことにして、一人の士人の智慧にて成就したることにはあらぬなり』と、此の語は、如何にも信實なることよ、

夫高祖起微細定海內謀計用兵可謂盡之矣然而劉敬脫輓輶一說建萬世之安智豈可專邪

【高祖】夫れ高祖には、門閥もなく、土地もなく、微々たる細民より起りたまひて、四海の内を平定したまひしことなれば、一事たりとも御手落ちありては、大業の成就すまきにあらず、其の謀計を運らしめたまひ、兵卒を用ひたまひし御仕方は、其の妙を盡くせりと謂ふべし、さりながら、其の關中を棄て、洛陽に都を構へむと思し召されし時、劉敬は、邊境の番卒となりて、車の前引きをしたるを止めて、一たび高祖に謁見して、見込みを説きて、高祖の御心を動かして、遂に關中へ遷して、漢家萬世の治安の基礎を建てたるを見れば、いかで他人の智慧を借りずして、専ら一人の智慧を持むべきことかは、

叔孫通、希世度務制禮進退與時變化卒爲漢家儒宗、大直若詔道固委蛇蓋謂是乎

【叔孫通】叔孫通は、世の風向を見て、當今の要務を勘考し、漢家の禮儀を作成して、其の身を進退し、初めより自己の見識を立てずして、其の時の場合ひに連れて變化して、遂に漢家の儒者の宗匠となり、「任俠」……人の頼みを引き受くる男立ての所行をするなり。
【季布】季布は、楚の人なり、常に己れの氣力を振り舞はすなり、「任俠」……人の頼みを引き受くる男立ての所行をする性分なりければ、楚の國にて、其の名も高く聞こえたり、
【又注】唐順之の曰はく、段を遂ひて殺し、段に多く結びありと、
【又注】茅坤の曰はく、小論の中の希世の二字は、一篇の精神の注げる處なりと、

季布欒布列傳第四十

季布者楚人也爲氣任俠有名於楚

【高祖】「寄」……固むるなり、「購求」……賞金を懸けて探し求めるなり、「舍匿」……止宿せしめて、匿し置くなり、
【項籍】「爲氣」……己れの氣力を振り舞はすなり、「任俠」……人の頼みを引き受くる男立ての所行をするなり、

【季布】季布は、楚の國の人なり、常に己れの氣力を振り舞はして、人の頼みを引き受くる男立ての所行をする性分なりければ、楚の國にて、其の名も高く聞こえたり、
【又注】唐順之の曰はく、段を遂ひて殺し、段に多く結びありと、

項籍使將兵數窘漢王及項羽滅高祖購求布千金敢有舍匿罪及三族季布匿濮陽周氏

【高祖】「寄」……固むるなり、「購求」……賞金を懸けて探し求めるなり、「舍匿」……止宿せしめて、匿し置くなり、
【項籍】季布の名前を聞き及びて、兵に將たらしめて、戰場に使ひしに、季布は、度々漢王を困めしかば、項羽の滅亡するに及びて、高祖には、千金の懸賞をして、季布の身を探し求めたまひて、若し上を憚らずして、押し切りて季布を止宿せしめて、匿し置く者あらば、其の罪は、匿したる者一人に止まらず、其の父方、母方、妻の里方の三族までを殘らず誅戮すべしと漏れ示されしが、季布は、此時、濮陽の周氏の家に匿れ居たり、
【又注】茅坤の曰はく、季布は、項羽の將となりて、必ず戰功多からむ、太史其の任俠を傳せるに因りて、遂に之れを略せるならむと、
【周氏】周氏曰漢購將軍急迹且至臣家將軍能聽臣臣敢獻計卽不能

願先自剄季布許之廻髡鉗季布衣褐衣置廣柳車中并與其家僮數十人之魯朱家所賣之。

周〔述〕……蹤跡を尋ねるなり「異鎮」……髡は、髮を剃り落とすなり、鉗は、鐵の首枷を嵌めるなり、昔の奴隸は、皆此の姿にせられたり、「褐衣」……毛織りの布子なり、賤しき者の著物なり、「廣柳車」……喪の車なり、柳は、聚なり、色の飾りの聚まりたるなり、是れ喪の車の飾りなり、喪の車に載せたるは、人に知られぬやうにしたるなり、此の外にも、數説あれど、姑く此の解に從ふ、「家僮」……下男下女なり、〔朱家〕……朱は、姓なり、家は、名なり、

周氏は、季布の身の上を心配して、季布に語りて曰はく、「漢は、賞金を懸けて、將軍の身を搜し求むること火急にして、將軍の蹤跡を尋ねて、程なく臣が家に來らむとする様子なり、將軍能く臣が言葉を聽き納れたまは、臣は、押し切りて、一つの計策を獻上せむ、若し能く臣が言葉を聽き納れたまはずば、所詮遁れぬ場合ひなれば、願ほくは捕り方の役人の來らぬ中に、先づ自ら首を搔き落として死なれることを、季布之れを聞きて、周氏の言葉を聽き納れむことを許諾せり、是に於て、周氏は、季布を奴隸のやうに髮の毛を剃り落とし、鐵の首枷を嵌め、賤しき者の著る毛織りの布子を著せて、人に知られぬやうに、死人を送る喪の車の中に置きて、我が不用なる下男下女數十人と合併して、魯の國の朱家といふ者の所へ往きて、之れを奴隸に賣り渡しけり、是れ朱家の男氣あるを知りて、季布の爲めに惡しく計ちふことはあらじと思ひたればなり、

朱家心知是季布廻買而置之田誠其子曰田事聽此奴必與同食朱家廻乘昭車之洛陽見汝陰侯滕公滕公畱朱家飲數日因謂滕公曰季布何大罪而上求之急也滕公曰布數爲項羽窘上上怨之故必欲得之。

〔詔車〕……一頭引きの小馬車なり、「汝陰侯滕公」……夏侯嬰なり、此の人、滕縣の令となり、後に汝陰侯となれり、公は、楚の縣令の稱なり、朱家は、心の中に其の壹り渡されたる男は季布なることを心付きたれば、異議なく之れを買ひ取りて、田畠の中に置きて、其の子に言ひ含めて曰はく、「田畠の仕事は、此の下男の言ふことを聽き納れて、少しあも違背すべからず、屹度一所に食事をせよ」と、朱家のかやうに言ひ付けたるは、飽くまで季布を作男の如く抜せて、人に知られぬやうにせしなり、朱家は、それより、一頭引きの小車に乗りて、急ぎて洛陽の都へ往きて、高祖の御氣に入りの汝陰侯なる滕公の夏侯嬰に面會せしに、滕公に、兼ねて懸意の中なれば、朱家を引き留めて、差し向ひに

朱家曰君視季布何如人也曰賢者也朱家曰臣各爲其主用季布爲項羽用職耳項氏臣可盡誅邪今上始得天下獨以己之私怨求一人何示天下之不廣也且以季布之賢而漢求之急如此不北走胡卽南走越耳夫忌壯士以資敵國此伍子胥所以鞭荆平王之墓也君何不從容爲上言邪。

〔荊平王〕……楚の平王なり、荆は、楚の國の一名なり、「資」……手助けをするなり、「從容」……落ち著きたるさまなり、朱家の曰はく、「貴君の目にては、季布は如何なる人物なりと見受けらるゝぞ」と、滕公の曰はく、「拙者の目にては、賢才ある者と見受けられたり」と、朱家の曰はく、「凡そ臣たる者は、銘々に其の主君の爲めに用おられて勤く者なり、季布は、項羽の爲めに用おられて勤く者なり、季布は、項羽の爲めに勧きたる者は、已れの體分なるのみ、項氏の臣下は、殘らず誅戮せらるべしかば、残らず誅戮せらるゝものにはあらざらむ、今、主上には、始めて天下を手に入れたまひて、人心もまだ十分に服せざるに獨り己れの私の怨みをもて、一人の季布を探し求めたまへり、何とて天下に御心を示したまへることの廣大ならざるぞ、しかのみならず、季布の賢才なるをもて、漢の之れを探し求むることの火急なること、此の如くなれば、彼れは、北の方胡へ逃げ走らば、即ち南の方越へ逃げ走りて、捕り方の手を免れむのみ、全體、届覓なる壯士を忌み嫌ひて、敵國の手助けをするは、此れ伍子胥の已れの父兄を荆の平王に殺されたるを恨みて、吳の國へ逃げ走りて、吳王の閨閣に用おられて、閨閣を勧めて、荆を伐ちて、平王の墓を掘り返して、其の死骸を鞭撻したる譯けなり、季布若し胡、越へ逃げ走らば、後日に如何なる禍を生ぜむも計り難し、貴君には、何とて主上の御手透きの折りに、從容として落ち著きて、主上の爲めに此の事を言上せられぬぞ」と、

汝陰侯滕公心知朱家大俠意季布匿其所廻許曰諾待聞果言如朱家指上廻赦季布當是時諸公皆多季布能擢剛爲柔朱家モ

亦以此名聞當世、季布召見謝上拜爲郎中。

【指】……指は、旨と通ず、趣意なり、「多」……重んずるなり、

【訓】汝陰侯の勝公は、心の中に朱家の大なる男氣あることを知り、季布の朱家の家に匿れたることをも推察して、高祖に言上せむことを許して曰はく、「委細承知せり」と、其の後、勝公高祖の御手透きの折りを待ちて、果たして朱家に許したる通り、朱家の説きたる趣意の如くに言上せししば、主上には、季布を赦免したまひけり、是の時に當たりて、身柄の高き諸公は、皆季布の日頃の剛氣を折り摧きて、周氏の言葉を從ひて、柔順になりたることを感心なりとて重んじたり、朱家も、亦此の季布の一條をもて、其の名當時の世の中に聞こえたり、さて、季布は、高祖の御前へ召し出だされて、拜謁して、赦免になりたる御禮を申し上げたるに、主上には、季布に郎中の官を拜命せしめたまひけり、

【文注】漢書の曰はく、兩つの心知の字は、一意にして、皆史氏の揣摩の言なりと、○陳仁錫の曰はく、……皆多季布能摧剛爲柔……此の句、子長の妙、心に發する所にして、言外に別旨ありと、

孝惠時爲中郎將、單于嘗爲書嫚呂后、不遙呂后大怒、召諸將議之、上將軍樊噲曰、臣願得十萬衆橫行匈奴中、諸將皆阿呂后意、曰然。

【訓】「單于」……天の廣大なるさまなり、匈奴の天子の稱なり、「嫚」……慢に同じ、輕蔑するなり、「不遙」……無遠慮なるなり、「橫行」……大手を振りて歩くなり、

【註】孝惠帝の御治世に、季布は、昇進して中郎將となりぬ、匈奴の單于は、其の前方に、手紙を認めて、漢へ差し送りて、呂后的事を輕蔑して、無遠慮なる文言を敢へ立てしかば、呂后大に怒りたまひて、諸將を召して、評議せられしに、上將軍の樊噲の曰はく、「臣願はくは十萬人の同勢を得て、匈奴の中を大手を振りて歩き廻りて、彼の勝王を奪はむことを」と、諸將は、皆呂后的御意に阿リ説ひて曰はく、「樊噲の見込みは尤なり」と、

季布曰、樊噲可斬也、夫高帝將兵四十餘萬衆、困於平城、今噲柰何、以十萬衆、橫行匈奴中、面欺且秦以事於胡、陳勝等起于今創痍未瘳、嗜又面訛、欲動搖天下、是時殿上皆恐、太后罷朝遂不復。

議擊匈奴事

【註】其の時、季布は、大聲を揚げて曰はく、「樊噲は、切り棄てるべし、夫れ高帝には、四十餘萬の大衆の總大將となりたまひて、匈奴へ押し出したまひしかど、平城に於て圍まれて、大に困難したまひき、さるを、今、樊噲は、僅に十萬人の小勢をもて、匈奴の中を大手を振りて歩き廻らむとは、何事ぞ、是れ眼前に上を欺き奉るなり、しかのみならず、秦は、胡を擊つことを仕事とせしをもて、陳勝等其の虛に乗じて、起立てり、それより騷亂打ち續きて、今日までも、戰場に手疵を負ひたる者は、まだ平瘡せずして、病牀に在り、さるを、樊噲は、又眼前に上に觸び説ひて、天下を動搖せむと思へるは、何事ぞ」と、是の時、御殿の上に控へたる人は、季布の少しも憚ることなく言ひ放つたるを見て、皆如何様に成り行くべきかと氣遣ひしが、太后には、御不與にて、其の日の朝議を罷めさせられて、大奥へ入りたまひけり、されども、季布の一言によりて、遂に重ねて匈奴を撃たむ事を評議せられずして、此の一條は立ち消えとなりけり、

【文注】李庭機の曰はく、面欺といひ、面訛といへるは、善く其の情を描寫せる處なりと、

季布爲河東守、孝文時、人有言其賢者、孝文召欲以爲御史大夫、又有言其勇使酒難近至畱邸一月見罷。

【註】「使酒」……酒の上にて氣力を使ふなり、即ち酒亂なり、「邸」……都に設けたる郡守の邸宅なり、「見罷」……拜謁の後に、歸郡を命ぜられたるなり、

【註】季布は、其の後、河東郡の太守となりけるが、孝文帝の御治世に、或る人季布の賢であることを言上する者ありければ、孝文帝には、之れを召し寄せたまひて、御史大夫とせむと思ひて召されしに、又其の武勇にして、酒の上にて氣力を使ひて、亂暴なることをするが故に、観み近づけ難き由を言上する者ありければ、季布は、召されて上京して、都に設けられたる郡守の邸宅に逗留すること、一箇月程にして、其の儀は、御沙汰止みとなりて、拜謁の上、御用済みにて、歸郡を仰せ付けられたり、

季布因進曰、臣無功竊寵待罪河東、陛下無故召臣、此人必有以臣欺陛下者、今臣至無所受事罷去、此人必有以毀臣者、夫陛下以一人之譽而召臣、一人之毀而去臣、臣恐天下有識聞之、有以關陛下也、上默懸良久曰、河東吾股肱郡故特召君耳、布辭之官、【註】待罪河東」……職を河東に奉ずといふことを諱としたる言葉なり、愚昧の者の體を奉ずるは、職務上に過失を生じて、其の咎めを受

くことを待つが如くなればなり、「以臣欺陛下」……安りに臣を賢すふるやうに言上して、陛下を欺くなり、「有讒」……思慮分別ある者なり、「罔陛下」……陛下の心の淺深を窺ひ見るなり、「股肱」……肱は、臂なり、手足といはもが如し、

訓 季布は、其の儀御暇を賜はりたるに因りて、主上の御前へ進み出で、言上して曰はく、「臣は、何等の功勞もなく、辱も恩寵を蒙りて、罪を河東に待ちて、郡守の職を奉することを得たり。然るに、此の度、陛下には、何等の御用向きもなくして、臣を召されたるは、此れ何人か屹度安りに臣を賢才あるやうに言上して、陛下を欺きたる者あるに因るならむ。今、臣は、御召しによりて上京せしに、何事の御沙汰をも受けることなくして、御暇を賜はりたるは、此れ何人か屹度臣が身を讒言せる者あるに因るならむ。夫れ陛下には、一人の譽めたるをもて、臣を召したまひ、一人の讒言せるをもて、臣を退け去りたまへり、斯く輕率なる御仕方にては、臣は、天下の思慮分別ある者なり、之れを承り反びて、陛下の御心の淺深を窺ひ見ることあらむことを氣遣ひ奉るなり」と、主上には、之れを聞きたまひて、默然として御挨拶なく、慙ち入りまたま御釋子ありしが、真と久しく述べて、仰せられて曰はく、「河東の地方は、他の地方と違ひて、吾が股肱手足と頼みたる大切な郡なが故に、特別に貴君を召して、土地の様子を尋ねたるまでなり」と、季布は、是非なく御暇を申し上げて、河東の任所へ赴きけり、

又 倦怠の曰はく、「淮退此の如きは、本と自ら言ひ難し、氣勁く詞直きこと、千古を戒むるに足れり、寫して默懃良久に至りて、忽ち一語を得たり。佳なる處は、正に特の字に在り、君臣の眞態、此に於て見るべしと、

遂行。
楚人曾丘生辯士數招權顧金錢事貴人趙同等與竇長君善季布聞之寄書諫竇長君曰吾聞曹丘生非長者勿與通及曹丘生歸欲得書請季布竇長君曰季將軍不說足下足下無往固請書。

訓 「招權」……貴人に取り入りて、權勢を招き求めて、人の依頼に應じて、身分の世話などをするなり、「顧金錢」……謝禮の金錢を受けることを念ふなり、「趙同」……官者の趙同なり、漢書には、趙談に作れり、談は、司馬遷の父の名なるが故に、之れを諱み避けて、同と改めたけらるなり、「竇長君」……孝景帝の舅なり、「請季布」……季布に面會を請ふなり、

訓 楚の人々に曹丘生といふ者ありて、能辯の士なりけるが、此の人は、毎度貴人に取り入りて、權勢を招き求めて、人の依頼に應じて、身分の世話などをして、謝禮の金錢を受けむことを念頭に掛けて、それが爲めに、常に貴人の趙同等の機嫌を取り、孝景帝の舅の竇長君と中善く交はりたり、季布之れを聞き及びて、河東郡より手紙を寄せて、竇長君を諫めて曰はく、「吾れの聞き及びたるには、曹丘生といふ者は、狡猾なる人物にて、竇大の長者にあらずとのことなれば、此の者と交通せられぬやうにせよ」と、曹丘生は、斯くとも知らず、楚へ歸らむとするに及びて、竇長君の添へ書を貰ひ受けて、季布に面會を請はむと思ひしに、竇長君の曰はく、「季將軍は、足下の事を満足せざる様子なれば、足下は、季將軍の許へ往かれぬやうにせよ」と、されども、曹丘生は、是非とも添へ書を賜はれと請ひて、遂に之れを貰ひ受け、發足せり。

使人先發書季布果大怒待曹丘曹丘至卽揖季布曰楚人諫曰
得黃金百斤不如得季布一諾足下何以得此聲於梁楚間哉且
僕楚人足下亦楚人也僕游揚足下之名於天下顧不重邪何足
下距僕之深也季布迺大說引入畱數月爲上客厚送之季布名
所以益聞者曹丘揚之也。

訓 「使三人先發書」……先づ人に竇長君の添へ書を持たせ遣りて、季布をして、之れを開封せしむるなり、「揖」……両手を組みて、胸先に當てゝ、頭を下げて、會釋するなり、「聲」……名聲なり、「游揚」……譽め散らすなり、

訓 曹丘生は、河東郡へ到着して、先づ人に竇長君の添へ書を持たせ遣りて、季布をして、之れを開封せしめしに、季布は、果たして竇長君の言ひたる通り、大に怒りて、曹丘生を待ち受けたり、然るに、曹丘生は、其の跡より、季布の家へ至りて、即座に季布に揖禮を行ひて曰はく、「楚の人の言ひ習はしに曰はく、『黄金百斤を得むよりは、季布の一度の承諾を得むに如かじ』と、足下は、何の譯けをもて、此のやうに盛んなる名聲を染み、楚二國の間に得られたるか、其の上、僕は、楚の人なり、足下も、亦楚の人なり、同國の好しみをもて、僕の口先より足下の名前を天下中に譽め散らしたものには、念ふに足下の身に取て重大なる利益ならざらむや、さるを、何故に、足下は、僕を拒絶せらるゝことの執念深きか、合點のゆかぬことなり」と、季布之れを聞きて、大に満足して、奥の間へ引き入れて、數箇月の間逗留せしめて、上等の客人として扱ひて、手厚く之れに進物を送りけり、されば、季布の名譽の益々天下に聞こえたる譯けは、曹丘生の之れを譽め立てるに因れり、時、季心以勇布以諾著聞關中。

訓 「蓋關中」……關中を掩ひ包むなり、「袁絲」……袁益、字は絲といふ、後に傳あり、「蓄」……養ふなり、「中司馬」……中尉の司馬なり、

【籍其名】……季心の名前を借用して、其の仲間なりと言ひ稱らすなり。
 季布の弟を季心といふ。此の人の氣象は、關中を掩ひ包む程に廣大なれど、人を待遇するには、恭敬にして、謙遜なり、而して、人の賴みを引き受くる男立ての所行をしたれば、數千里四方の間の士人は、皆我れ後れじと、先る争ひて、季心の爲めに、一命を抛たむとせり、或る時、季心は、人を殺して逃亡して、吳の國へ往きて、葛縵に隨身して、其の家に匿れて、葛縵を日上として事へ、灌夫、籍福の類の弟分として養ひけり、又或る時、季心は、中尉の司馬となりけるが、其の上役の中尉の郡都は、手荒き人なれど、特に季心に對しては、決して無禮なることをせざりけり、季心の評判殊の外善かりければ、其の頃の少年達は、多く折り／＼内々にて季心の名前を借居して、其の仲間なりと言ひ漏らして、世間に往来せり、是の時に當たりて、季心は、勇氣の強きをもて、關中に著はれ聞こえ、季布は、承諾を重んずるをもて、關中に著はれ聞こえて、此の兄弟の評判は、負けず劣らず、關中に響き渡りたり、
 又云 陳仁錫の曰はく、……季布爲氣任俠……季心氣蓋關中爲狂俠……太史公の文を變ふること甚だ妙なりと。

季布母弟丁公爲楚將、丁公爲項羽逐窘高祖彭城西、短兵接高祖急顧丁公曰、兩賢豈相厄哉、於是丁公引兵而還、漢王遂解去、及項王滅丁公謁見高祖、高祖以丁公徇軍中、丁公爲項王臣不忠使項王失天下者、迺丁公也、遂斬丁公、曰、使後世爲人臣者無效丁公。

【字訓】「母弟」……同腹の弟なり、即ち胤變はりの弟なり、「丁公」……楚漢春秋に云はく、薛の人なり、名は固といふと、「亞兵」……刀劍の類なり、「兩賢豈相厄哉」……兩賢は、丁公と高祖とを指す、兩人の賢者はいかで困らせ合ふことをすべきとなり、「徇」……罰れ示すなり。
 季布の胤變はりの弟の丁公は、楚の將となりけり、丁公は、項羽の爲めに、高祖を彭城の西に逐ひ擊ちて、之れを困めて、刀劍をもて接戦する程の手詰めの場合ひになりて、高祖の御身危急なりければ、追ひ掛け來れる丁公を顧みたまひて曰はく、「足下も吾れも賢者なり、兩人の賢者は、いかで困らせ合ふことをすべき」と、是に於て、丁公は、己れを賢者の仲間にせられたるに満足して、兵卒を引き揚げて、立ち戻りければ、漢王には、遂に圖みを解きて、逃げ去りたまひけり、其の後、項王の滅しするに及びて、丁公は、高祖を見逃したる恩賞に與からむとして、名札も差し出して、高祖に御目通りを願ひしに、高祖には、丁公を捕へて、軍中に觸れ示されて曰はく、「丁公は、項王の臣下となりて不忠なり、敵なる吾れを見逃して、項王をして、天下を失はしめたる者は、丁公なり」と、遂に丁公を切り棄てられて曰はく、「後世の人臣たる者をして、丁公の眞似をして、二心を懷くことなからしめむとて、かやうに仕置きするなり」と。

【翻】茅坤の曰はく、丁公を附けたるは、只く高帝の季布を殺さる上に因りて帶び出だし來れりと、○余有丁の曰はく、以下（季布母弟云々）を指す）の數語に十の丁公の字を連用せりと、

樊布者、梁人也、始梁王彭越爲家人時、嘗與布游、窮困，賃傭於齊、爲酒人保。

【翻】「家人」……庶人なり、平民なり、「賃傭」……雇はれて賃仕事をするなり、「酒人保」……酒造家の雇ひ人なり、雇ひ人には身元の保證人あるが故に、雇ひ人のことを保といふ。
 樊布は、梁の國の人なり、最初に、梁王の彭越のまだ平民の身分にてありし時、嘗て樊布と交はり遊びしが、其の頃、彭越は、殊の外困窮して、齊の國へ往きて、賃仕事をして、或る酒造家の雇ひ人となりけり、

數歲、彭越去之巨野中、爲盜，而布爲人所略賣，爲奴於燕，爲其家主，報仇燕，將臧荼舉以爲都尉，臧荼後爲燕王，以布爲將，及臧荼

反漢擊燕，虜布梁王彭越聞之，迺言上，請贖布，以爲梁大夫。

【翻】「巨野」……廣き野原なり、「略賣」……人をかどはかすなり、「家主」……己れの身を買ひ取ったる主人なり、「贖」……金を納めて罪を抜き取るなり、

樊布其の後、數箇年立ちて、彭越は、其の酒造家を立ち去りて、廣き野原の中へ往きて、盜人となりけり、而して、樊布は、人にかどはかされて、燕の國の人の手に渡りて、下男となりけるが、其の奉公中に、己れの身を買ひ取ったる主人の爲めに仇を報いたることありけり、燕の將の臧荼、其の男氣あるを聞き及びて、之れを擧げ用おて、都尉とせり、臧荼は、其の後、燕王となりければ、樊布をもて、將とせり、臧荼の謀反するに及びて、漢は、燕を撃ちて、樊布を生け捕りしに、梁王の彭越、之れを聞き及びて、平民の世渡りをせし頃の昔し馴染みのことなれば、主上に言上して、金を納めて、樊布の罪を抜き取りて、梁の大夫とせり、

又云 陳仁錫の曰はく、太史公の樊布、彭越の二人の始めを殺せるに、一は爲家人、一は爲酒保、一は爲盜、一は爲奴、四つの爲の字を連用して、相形はせること、甚だ妙なり、漢書に爲盜を削り去れるは、非なりと、

使於齊，未還，漢召彭越，責以謀反，夷三族，已而梟彭越頭於雒陽。

下詔曰、有敢收視者、輒捕之。布從齊還、奏事。彭越頭下祠而哭之。吏捕布以聞、上召布、罵曰、若與彭越反邪、吾禁人勿收。若獨祠而哭之、與越反明矣。趣亨之。

學訓 [梶]……獄門に懸くるなり、「收視」……晒したる首を取り片付くるなり、「亨」……烹と通す。

讀義 斯くて、樊噲は、彭越の命を受けて、齊の國へ往きて、まだ立ち戻らざる中に、漢に於ては、彭城を都へ召し寄せられて、謀反せし廉を咎められは曰はく、「上をも憚らず、押し切りて彭越の首を取り片付くる者あらば、其の度毎に、之れを召し捕るべし」と、折りから、樊噲は、使者の用事を済まして、齊の國より立ち戻りしに、其の留守中に騒動起りて、彭越は、已に晒し物となりたれば、樊噲は、彭越の首を懸けたる獄門臺の下へ往きて、使者の用事の済みたる旨を奏聞して、其の靈を祭りて、聲を放ちて、打ち泣きたり、捕り方の役人斯くと見て、樊噲を召し捕りて、奏聞せしかば、主上には、樊噲を御前に召されて、之れを漏りたまひて曰はく、「汝は、彭越と一所に謀反せること明白なり、そこに控へたる者共よ、早くそれなる樊噲を引き立て、烹殺すべし」と、

方提趣湯、布顧曰、願一言而死。上曰、何言。布曰、方上之困於彭城、敗滎陽、成臯間、項王所以遂不能西徙、以彭王居梁地、與漢合從苦楚也。當是之時、彭王一顧與楚則漢破、與漢而楚破。

學訓 [合從]……組み合ふなり、戰國の時の六國合從といふ通り言葉の名残りなり、人とは、主上の仰せを承りて、即座に樊噲を引き立て、湯のある處へ連れ行かむとせしに、樊噲は、引き立てられながら、主上の方を振り返りて曰はく、「烹殺さる」は覺悟の上なれど、願はくは只「一言を申し上げて死なむことを」と、主上の曰はく、「何を言はむと存するぞ」と、樊噲の曰はく、「餘の儀にあらず、主上の彭城に困みたまひ、滎陽と成臯との間に敗れたまひし時に當たりて、項王の急に全力を盡して西の方へ徒りて一息に主上を攻め潰さしりし露けは、彭王の梁の地に居て、漢と合從觀臨して楚を苦めたるをもてなり、是の時に當たりて、彭王一たび顧みて、楚と組み合ひたらば、漢は忽ち破れたらむ、漢と組み合ひたるが故に、楚は破れたるなり、

又云 唐順之の曰はく、越今既に漢に與みせり、乃ち一つの而め字に換へたり、文に輕重あること、此の如しと。

且垓下之會、微彭王、項氏不亡、天下已定、彭王割符受封、亦欲傳之萬世、今陛下一徵兵於梁、彭王病不行、而陛下疑以爲反、反形未見以苛小案誅滅之、臣恐功臣人人自危也、今彭王已死、臣生不如死、請就亨於是上迺釋布罪、拜爲都尉。

學訓 [割符]……諸侯とする證據の割り符を二つに分けて、其の半分を天子の手元に置き、半分を諸侯に渡すなり、「苛小」……些細なる廉な

讀義 しかのみならず、垓下の會戰の時にも、若し彭王なかりせば、項氏は決して滅亡せざらむ、彭王は、漢に對して此の如く大功あるが故に、天下の己に平定したる後に、諸侯とする證據の割り符を二つに分けて、其の半分を陛下の御手元に置かれ、半分を己に渡されて、封邑を受けたれば、其の心にも亦之れを子々孫々の萬世にまで傳へたく思ひたるなり、さるを、今、陛下には、一たび兵を梁に召されて、軍役を仰せ付けられしに、彭王は、折り恥しく、病氣にて出張せざりしを、陛下には、直らに之れを疑ひたまひて、謀反の意ありと思し召されて、實際に謀反の形跡もまだ見えざるに、病氣にて引き籠もりたる些細の廉をもて、其の罪を吟味せられて、之れを誅滅したまへり、此のやうなる御仕向けては、臣は、漢家の功臣の銘も自ら不安心に思はむことを氣遣はる、なり、今、彭王は、最早死にたることとなれば、臣が生けるは、死ぬるに劣りたれば、此の一言を申し上げたる上は、何卒早く烹殺されむことを請ふ」と、以上、樊噲の言葉なり、是に於て、主上には、樊噲の言葉を尤なりと思し召されて、其の罪を赦免せられて、都尉の官を拜命せしめられけり、

孝文時、爲燕相、至將軍、布迺稱曰、窮困不能辱身下志、非人也、富貴不能快意、非賢也、於是嘗有德者厚報之、有怨者必以法滅之、吳軍反時、以軍功封俞侯、復爲燕相、燕齊之間、皆爲樊噲立社、號曰、樊公社。

讀義 「下志」……忍びて志しを屈するなり、「吳軍」……漢書には、吳楚に作れり、孝文帝の御治世に、樊噲は、燕の相國となり、又昇進して、將軍に至りけり、樊噲は、身分も貴くなりたれば、常に自ら唱へて曰はく、「困窮したる時に、忍びて其の身を辱め、忍びて其の志しを屈して、時節の來るを待つこと能はざれば、人間にはあらざるなり、富貴になりたる

景帝中五年薨子賁嗣爲太常犧牲不如令國除矣可謂壯士

云訓【犧牲】……天地宗廟の祭りに供ふる牛なり、調義孝景帝の中五年に、欒布薨去しければ、其の子の賁といふ者、跡目を嗣ぎて太常となりぬ、然るに、天地宗廟の御祭りに供ふる牛の品柄の天子の命令の如くならざる廉をもて、其の國上へ取り上げられけり、又注陳仁錫の曰はく、欒布の語に託して、布の始末を結べるは、甚だ妙なり、傳の中に多く此の法を用ひたりと、

然被刑戮爲人奴而不死何其下也

子訓【驩典】……一説には、驩は、一本には屢に作れり、典は、主るなり、度々軍務を主るなりといひ、又一説には、驩典の二字は、覆の字の誤まりで分かれたるにて、敵軍を覆すなりといへり、漢書には、屢々軍に作れり、敵軍を踏み潰すなり、調義【塞旗】……敵の旗を抜き取るなり、太史公季布、欒布の事跡を論贊して曰はく、「項羽の大勇氣あることは、天下萬人の知れる所にして、楚の國には、獨り項羽あるを見るのみ、餘人の勇氣は、人の目に入らぬなり、かばかりの大勇氣ある項羽の下に在りて、季布は、勇氣をもて、楚の國に顯はれて、其の身は度々軍務を主りて、戰場に臨みて、敵の旗を抜き取ることを度々なりき、季布は、實に屈竢なる壯士なりと謂ふべし、

彼必自負其材故受辱而不羞欲有所用其未足也故終爲漢名將

子訓【未足】……まだ用ひ盡くさずして餘りあるなり、

調義季布の斯くまで身を落としても、辛抱せしは、彼は、屹度我れには十分の器量ありと自負せしが故に、大なる恥辱を受けても、面目な

賢者誠重其死夫婢妾賤人感慨而自殺者非能勇也其計畫無復之耳

調義賢者は、誠に其の死を重んじて、決して容易く死することなきものなり、全體、婢妾婦女子の輩の、一時の事を殘念なりと感慨して、自殺するは、能く勇氣ありて其の死を遂ぐるにはあらずして、實は其の計畫の重ねて恥辱を取り返すべき力なきに因るのみ、

欒布哭彭越趣湯如歸者彼誠知所處不自重其死雖往古烈士

調義欒布の死は、皆任俠なるが故に、傳を同じくせりと、○鄧以讀の曰はく、一篇全く是れ俠氣なり、文勢語氣に至るまで、然らざることなし、某人の傳を爲りて、某人の形狀を作ずは、最も是れ史公の妙處なりと、○茅坤の曰はく、太史公の極めて心を苦めたる處は、都べて是れ自家の一片の胸臆を描寫せりと、○凌約言の曰はく、太史公の凡べて士の隱忍して死なざる者に於て、必ず讚美として口に容れるは、其の本志ならむや、自ら明かし、且つ其の憤悶無聊の情を舒べむと欲するにあらざるはなしと、

袁盎鼃錯列傳第四十一

袁盎者楚人也字絲父故爲羣盜徙處安陵高后時盎嘗爲呂祿舍人及孝文帝卽位盎兄噲任盎爲中郎

云訓【任】身元を保證するなり、

絳侯爲丞相，朝罷趨出，意得甚。上禮之恭，常自送之。袁盎進曰：陛下以丞相何如人？上曰：社稷臣。盎曰：絳侯所謂功臣，非社稷臣。社稷臣主在，與在；主亡，與亡。方呂后時，諸呂用事，擅相王，劉氏不絕。如帶是時，絳侯爲太尉，主兵柄，弗能正。呂后崩，大臣相與共畔諸侯，太尉主兵，適會其成功。所謂功臣，非社稷臣。丞相如，有驕主色。陛下謙讓，臣主失禮，竊爲陛下不取也。

〔意行世〕……甚だ得たり顔をするなり。〔自巡レ之〕……漢書には、目三巡之に作れり、
折りから、禍侯の周勃、丞相となりて、朝廷より其の日の政務を罷めて、早足に歩みて渴

りに甚だ得たり顔をせしに、主上には、之れを禮遇したまふこと、極めて丁寧にして、常に自ら之れを送り出でたまひしかば、成る日、袁益碑前へ進み出で、主上に言上して曰はく、「陛下には、丞相を如何なる人物なりと思し召さるゝか」と、主上の曰はく、「社稷國家を保護する臣なり」と、袁益の曰はく、「絳侯は、世間にて取沙汰せる功臣にして、社稷國家を保護する臣にはあらず、社稷國家を保護する臣といふ者は、主君の存在するときは、己れも共に存在し、主君の滅亡するときは、己れも共に滅亡し、主君と共に休戚を同じくする者なり、絳侯は然らず、呂后の御治世に方たりて、其の御一門なる呂氏達、事を取り扱ひて、自儘に互に王となりて、劉氏の血脈の絶えざることは、僅に細き帶びの如し、是の時、絳侯は、太尉となりて、兵權を握りながら、之れを傍観して、其の不法なることを咎め正すことを能はざりき、其の後、呂后崩じたまひて、大臣達の申し合はせて、呂氏達に離々叛くに及びて、太尉は、兵權を握りたるをもて、丁度折り善く其の手柄を成就せり、此の譯けなれば、絳侯は、世間にて取り沙汰せる功臣にして、社稷國家を保護する臣にはあらざるなり、然るに、丞相の退出するときの様子を見ると、吾れこそは大臣なれといはむばかりに、甚だ得たり顔をして、主上に對して、驕り高ぶる氣色あるが如し、さるを、陛下には、反りて丞相に對して、謙遜辭讓したまへり、是れ臣下も主君も共に禮儀を失へるなり、臣は、内々陛下の爲めに善き事なりとして、取らざるなり」と、

毀我益遂不謝

【莊】威儀の莊嚴なるなり、【望】不足思ふなり、【兒】小兒なり、袁益を指す。
其の後、丞相の周勃は、例の如くに參朝せしに、主上の御様子是れまでと變はりて、御目通りの度に、益も威儀を莊嚴にしたまひけれ
ば、丞相は、益も畏れ憚りけり、己にして、絳侯の周勃は、主上の御様子の變はりたるは、袁益の助言より出でたることを聞き込みて、袁益の
所爲を不足に思ひて、苦情を述べて曰はく、「吾れは、汝が兄の袁誣と懲意なるに、今、汝は、小兒の分際として、朝廷にて我れを讒言せるこ
そ不貞なれ」と、袁益は之れを聞き流して、遂に一言の詫びをもせざりけり、

淮南厲王朝，殺辟陽侯，居處驕甚。袁盎諫曰：「諸侯大驕必生患，可適削地。」上弗用。淮南王益橫，及棘蒲侯柴武、太子謀反事覺，治連坐。淮南王徵，上因遷之蜀，輶車傳送。

【淮南厲王】……高祖の子なり、名は長といふ。【臨陽侯】……審食其なり。【居處】……平素の舉動なり。【適】……譴と通ず、譴責するなり。【棘蒲侯栗武太子】……棘蒲侯の栗武は、高祖の功臣なれば、其の子を太子といふべからず、當時の獄詞の誤まりならむといへり。【轎車】……四方を板張りにしたる車なり。

に騒り高ぶりたれば、屹度後日の悲害を生ぜむ、今の中に不法の罪を譲責したまひて、其の領地を削り取りたまふべし」と、主上には、之れを用ひたまはざりしかば、淮南王は益々專横にして、少しも上を憚らざりけり、然るに、高祖の功臣なる驥蒲侯の柴武の子の謀反せる事の露顯するに及びて、其の罪を吟味せしめられしに、淮南王まで引き合ひになりたれば、淮南王は、都へ召されたり、主上には、兼ねて袁益の陳めもありたることとなれば、此の事に就きて、淮南王を遠方なる蜀の成都へ遷したまひて、四方を板張りにしたる車に載せて、宿縦ぎをして、之れを其の地へ送らしめたまへり、

哀益時爲中郎將乃諫曰陛下素驕淮南王弗稍禁以至此今又暴擢折之淮南王爲人剛如有遇霧露行道死陛下竟爲以天下之大弗能容有殺弟之名柰何上弗聽遂行之淮南王至雍病死

【行道】……道中なり、

【訓】袁益は、此の時中郎將たりしが、主上を諫めて曰はく、「陛下には、兼ねてより、淮南王を騒り高ぶり始めたまひて、其の甚しからざる中に、追ひくに之れを禁制したまはずして、此の度の事件に立ち至りたり、今又俄に其の氣分を摧き折りて、之れを遠方へ遷したまはむとす、淮南王の御人柄は、剛強なれば、若し板張り車に押し込められて、露に遇ひ、雨に遇ひて、道中にて死にたまふことあらば、陛下には、終に世間の者に天下の大なるをもて一人の弟を容れたまふこと能はずと思はれて、一人の弟を殺したまへる惡名を受けたまふことあらも、此の儀は如何に思し召さるか」と、主上には、之れを聽き納れたまはずして、遂に淮南王を蜀へ差し立てたまひしに、淮南王は、果たして、雍の地まで至りて、車の中にて病死せり、

【文註】茅坤の曰はく、他の兩つの及の字と、上弗用、上弗聽とを見るに、多く是れ文中の轉折措置の處なりと、○又曰はく、上弗用といひ、上弗聽といへるは、下文の公が言を用ひざりしことを悔ゆる爲めの張本なり、是れ文中の點綴の處なりと、

【訓】「輟食」……食事を止めるなり、「自寬」……自ら心を廣やかに持つなり、「往事」……過ぎ去りたる事なり、

【文註】淮南王の途中にて病死せし由、上聞に達しければ、主上には、御愁傷の餘りに、御膳を召し上がらずして、聲を放ちて泣きたまふこと、甚だ哀しき御様子に見えたり、其の時、袁益御殿へ入りて、頭を地に付けて己れの強ひて諫めざりし罪を請ひたるに、主上の曰はく、「貴公の言葉を用ひずして、此の始末に立ち至りたることなれば、貴公を咎むべきやうなし」と、袁益の曰はく、「主上には、自ら御心を廣やかに持ちたまへ、此は過ぎ去りたることなれば、いかで後悔したまよ甲斐あるべき、しかのみならず、陛下には、世の中に目立ちて高き御行狀三箇

條あれば、此の度の一儀は、御名譽を毀損するには足らざるなり」と、

上曰吾高世行三者何事益曰陛下居代時太后嘗病三年陛下不交睫不解衣湯藥非陛下口所嘗弗進夫曾參以布衣猶難之今陛下親以王者修之過曾參孝遠矣夫諸呂用事大臣專制然陛下從代乘六乘傳馳不測之淵雖責育之勇不及陛下陛下至代邸西向讓天子位者再南面讓天子位者三夫許由一讓而陛下五以天下讓過許由四矣且陛下遷淮南王欲以苦其志使改過有司衛不謹故病死

【訓】「太后」……孝文帝の實母の薄氏なり、帝立ちて、尊びて皇太后とせり、「不交睫」……瞼は、まづげなり、上下のまづげを交へぬなり、目を閉ぢて眼を閉じることをいふ、「布衣」……布子を著たる者なり、士の仕へずして微賤なる者をいふ、「六乘傳」……六頭立ちの宿縦ぎの馬車なり、「不測之淵」……深さの分からぬ淵なり、禍福の未だ知るべからざる場合ひをいふ、「南面」……人君の座位なり、解は、伍子胥の傳の北面の下に見えたり、

【文註】主上の曰はく、「吾れに世の中に目立ちて高き行狀三箇ありとは、何事なるぞ」と、袁益の曰はく、「そは、御孝行と、御勇氣と、御謙讓と、の三箇條なり、先づ御孝行より申さむに、陛下には、代の地に御住居の時、薄太后には、嘗て煩ひたまふこと三箇年に及びしに、陛下には、晝夜御看病に御心を盡くしたまひて、御目を開ぢて眠りたまふこともなく、御召しを解きて休みたまふこともなく、御湯も御藥も陛下の御口づから御毒見をしたまふ上ならでは進めたまはざりき、夫れ、昔の孔子の弟子にて親孝行の聞こえある曾參は、布子を著たる微賤の身にて曾參の孝行にも過ぎ越えたること、遙に達しと申すべし、是れ世の中に目立ちて高き御行狀の第一箇條なり、次ぎに、御勇氣のことを申さむに、夫れ呂太后的御身内の呂氏達は、主として國事を取り扱ひ、大臣達は、専ら制令を執り行ひて、朝廷の事は、呂氏にあらざれば、大臣なりき、然るに、陛下には、代の地より六頭立ちの宿縦ぎの馬車に召されて、深さの分からぬ淵の如き禍福の未だ知るべからざる場合ひに、都を指して乗り込みたまひき、此の御勇氣は、昔の勇士の孟賁、夏育といふとも、陛下には遠く及ばざらむ、是れ世の中に目立ちて高き御行狀

の第二節條なり、次ぎに、御譲讓の事を申さむに、陛下には、都に設けられたる代王の御邸宅へ御著きになりて、西の方へ向ひたまひて、天子の位を譲りたまふこと、兩度に及び、南の方へ向ひたまひて、天子の位を譲りたまふこと、三度に及び、夫れ昔の許由は、帝堯に向ひて、天下を譲りたること、一度なれども、其の名は、世に傳はりぬ、然るに、陛下には、五度まで天下を譲りたまひつれば、許由に過ぎ越えたること四度なり、是れ世の中に目立ちて高き御行狀の第三節條なり、しかのみならず、陛下の淮南王を蜀へ遷したまひしは、其の心志を苦めて、過失を改めさせむとの思し召しより出でしことならむ、さるを、掛りの役人の護衛の不注意なりしが故に、淮南王には、御病死になりし、此の譲けなれば、此の度の一儀は、御名譽を毀損するには足らざるなり」と、
又曰、凌約言の曰はく、「太史公世に高き行ひの三つあることを教して、各古人を引きて證するに、一つは曾參を以てし、一つは賈、荀を以てし、一つは葉由を以てせり、而して、過曾參遠といひ、過許由四といひ、雖賈育不及陛下」といひて、文法の整齊なる中に整齊なり、此れ伸縮の妙なりと、

於是上乃解曰將柰何、益曰淮南王有三子、唯在陛下耳、於是文帝立其三子皆爲王、益由此名重朝廷。

袁益常引大體、慷慨

子説袁益は、何事によらず、常に國家の大體を引き出で、議論して、己れの意見の通らぬときは、殘念なりとて憤りけり。
又注凌約言の曰はく、先づ引大體、慷慨をして、提げ起こし、後に帝を諫めて、趙同を下らしめ、帝の峻坂に馳するを諫め、帝を諫めて憤夫人の坐を却けたることを緊接して、歴々として、之れを證せり、皆引大體、慷慨の一句に根ざし來れりと、

宦者趙同以數幸、常害袁益、袁益患之、益兄子種爲常侍騎、持節夾乘、說益曰君與闕廷辱之使其毀不用孝文帝出趙同參乘、袁益伏車前曰臣聞天子所與共六尺，輿者皆天下豪英、今漢雖乏

人陛下獨柰何與刀鋸餘人載於是上笑下趙同泣下車

註趙同……趙談なり、談は、司馬遷の父の名なるが故に、之れを諱を避けて、同と改めたるなり、「數幸」……頻りに寵幸せらるゝなり、「害」……邪魔物なりとするなり、「持節夾乘」……御旗を持ちて、天子の馬車を挟むなり、「參乘」……馬車の添へ乗りなり、「六尺輿」……刀も、鋸も、刑具なり、刑罪上がりの人なり、官者は、宮刑を受けたる者なるが故に、斯く賤みて言へるなり、

讀

袁益は、之れを心配せり、袁益の兄の袁曄の子の袁種といふ者、常侍騎の役を勤めて、行幸の時には、御旗を持ちて、天子の御馬車を挟みて、

御供せしが、趙同の事と聞き込みて、袁益に説きて曰はく、「尊君は、彼の趙同と共に鬭争して、朝廷にて之れを辱めて、尊君の趙同と中惡しきことを主上に知らせ参らせて、其の讒言を主上に用わられぬやうにせられよ」と、其の後、孝文帝の御他出の時に、趙同は、御馬車の添へ乗りをしたるに、袁益は、御馬車の前に平伏して曰はく、「臣が兼ねぬ承り及びたるには、天子の長さ六尺の御馬車の箱に相乗りをして、天子の警固をする者は、皆天下の豪傑英雄なりとなり、今、漢家には、其の人物に乏しいへども、陛下には、獨り如何なれば刑罪上がりの人と一所に御車に乗りたまへる」と、是に於て、主上には、笑ひたまひて、趙同に下車を命ぜられたれば、趙同は、泣くく御車より下りけり、

文帝從霸陵上欲西馳下峻坂袁益騎竝車摩轡上曰將軍怯邪、益曰臣聞千金之子坐不垂堂、百金之子不騎衡、聖主不乘危而徼幸、今陛下驅六駢馳下峻山、如有馬驚車敗、陛下縱自輕奈高廟、太后何上乃止

註「立車摩轡」……天子の馬車と並びて、馬の手綱を執るなり、「怯」……懼るなり、「不垂堂」……堂の端に近寄らぬなり、「不騎衡」……樓殿の欄干の横木に跨がらぬなり、「徼幸」……萬一の幸を求むるなり、「駆六駢」……漢書には、六飛を作れり、六頭立ちの飛ぶが如くに早き馬を逸散に逐ふなり、
或る時、孝文帝には、霸陵の上より西の方へ御馬車を馳せしめられて、峻険なる坂路を乗り下らむと思し召されしに、袁益は、騎馬にて、御馬車と並びて、馬の手綱を執りて、静かに進みたれば、主上の曰はく、「將軍は、此の坂路を下ることを懼るゝか」と、袁益對へて曰はく、「臣が兼ねぬ承り及びたるには、千金の財産ある家の子は、自ら其の身を大切にするが故に、坐するときにも、地に落ちむことを恐れて、堂の端に近寄らぬ、又其の十分の一の百分の一の百金の財産ある家の子は、自ら其の身を大切にするが故に、堂の端に近寄らぬ程の用心はせざれど、樓殿の欄干の横木に跨がらず、又聖德ある君主は、自ら其の身を大切にするが故に、危險なる場合ひに乘じて、萬一の幸を求めずとな

り、今、陛下には、六頭立ちの飛ぶが如くに早き御馬を逸散に逐はせたまひて、此の峻険なる山路を駆せ下りたまはむとす、若し御馬の驚き御車の敗ることあらば、陛下には、たとひ自ら玉體を輕んじたまふとも、萬々一の御大事あらば、高廟の神靈と御母君の太后的思し召しとを如何様にしたまふべき」と、主上には、之れを聞きたまひて、其の跋扈を駆せ下ることを止めたまひけり。

上幸上林、皇后、慎夫人從其在禁中常同席坐及坐郎署長布席、袁益引卻慎夫人坐、慎夫人怒不肯坐，上亦怒起入禁中。

禁中といふ、
或る時、主上には、上林の御苑へ行幸したまひしに、皇后及び御寵愛の慎夫人も、御供せられたり、其の平生禁中に在るときは、皇后と慎夫人とは、常に坐席を同じくして坐せられたれば、上林の離宮に於ても、其の坐せらるゝに及びて、上林の中に宿直する郎官の役所の長は、同等に御席を敷きたるに、袁益は、慎夫人の坐席を引き退けて、皇后の御席と差別したれば、慎夫人は、怒りて其の席に坐することを承知せられず、主上にも、亦怒りたまひて、直ちに玉座を起たせられて、離宮の奥殿へ入りたまひたり、

益因前說曰臣聞尊卑有序則上下和今陛下既已立后慎夫人乃妾妾主豈可與同坐哉且陛下幸之卽厚賜之陛下所以爲慎夫人適所以禍之陛下獨不見人彘乎、

訓【妾主】……妾と人主となり「人彘」……慎夫人なり、慎夫人は、高祖に寵愛せられしが、高祖の崩じたる後に、呂后の手足を切り落とし、目を潰し、耳を聾にして、音聲をからし、便所の中に置きて、之れを名づけて、人彘と呼ばしめたり、彘は、豕なり、豕は、不潔なる物を食ふが故に、人間の豕なりといひたるなり、
袁益は、其の儀御前へ進み出で、説きて曰はく、「臣が兼ねば、承り及びたるには、尊き身分と卑しき身分とに順序次第のあるときは、上と下とは自然に和合するなりとなり、今、陛下には、最早皇后を立て定めたまひければ、慎夫人は、妾の身分なり、妾と人主とは、いかで同坐をせらるべき、しかのみならず、陛下には、慎夫人を寵幸したまはば、手厚く之れに物を賜ふべし、陛下の慎夫人の爲めにしたまふ御仕方は、丁度慎夫人の身に禍を掛けたまふ譯けなり、陛下には、獨り彼の呂后の御妬みを受けて、高帝の崩御の後に、呂後の爲めに、恐ろしき目に遭ひて、人彘と名づけられたる、高帝の寵姫の慎夫人の事を御覽にならざるか」と、
於是上乃說召語慎夫人慎夫人賜益金五十斤、

字訓【調】……選ばるゝなり、
釋義是に於て、主上には、大に満足したまひて、慎夫人を召されて、袁益の深切なる心付けを語りたまひしに、慎夫人も、深く喜ばれて、袁益に金五十斤を賜ひて、其の厚意を謝せられけり、

齊の相國となりぬ、

然袁益亦以數直諫不得久居中調爲隴西都尉仁愛士卒士卒皆爭爲死遷爲齊相、

字訓【調】……選ばるゝなり、
釋義さりながら、袁益も、亦度々遠慮なく直諫せしをもて、久しう朝廷の中に居ることを得ずして、選び抜かれて、隴西の都尉となりけるが、配下の士卒を仁愛せるをもて、士卒は、皆我れ後れじと、先を争ひて、袁益の爲めに、一命を抛たむとせり、其の後、隴西の都尉より遷りて、齊の相國となりぬ、
徙爲吳相辭行種謂益曰吳王驕日久國多姦今苟欲効治彼不

上書告君卽利劍刺君矣南方卑溼君能日飲母何時說王曰母

反而已如此幸得脫益用種之計吳王厚遇益、

字訓【苟】……若しなり、【効治】……罪状を吟味して申し立てるなり、【母】……餘事に關係することなれなり、
釋義袁益は、其の後、齊の相國より徙りて、吳の相國となりければ、都へ出で、御暇乞ひをして、任所へ赴かむとせしに、兄の子の袁種、袁益に物語りして曰はく、「吳王の湯の騒り高ぶらるることは、昨今のことがあらず、又國內には姦惡なる者多し、今、若し其の罪状を吟味して申し立てもと思はれなば、彼の吳王は、書面を朝廷へ差し上げられて、尊君の事を惡しまさに告げらるゝか、さなくば、やがて利劍をもて、尊君を刺し殺さるゝならむ、南方の吳の土地は、低くして、濕氣多ければ、尊君は、能く毎日酒を飲みて、濕氣を拂ひて、身の養生を専一にせられて、餘事に關係せらるゝな、唯、折りく、吳王に説きて、謀反をすれば、不利益なれば、決して謀反をしたまふなど、忠告せらるべきのみ、此の如くなれば、御身は、幸に禍を免れて、無事なることを得るならむ」と、袁益は、袁種の計策を用ひて、任所に在りて、何事をも見ぬ振りをして居たれば、吳王は、大に安心して、袁益を手厚く待遇せり、

益告歸道逢丞相申屠嘉下車拜謁丞相從車上謝袁益袁益還愧其吏乃之丞相舍上謁求見丞相丞相良久而見之益因跪曰

願請聞丞相曰使君所言公事之曹與長史掾議吾且奏之卽私邪吾不受私語

【告歸】……休暇を乞ひて歸宅するなり。【上謁】……名札を差し出すなり。【請レ聞】……手透きの折りを伺ふなり。【使君】……州牧の稱なり。或る時、袁益休暇を乞ひて歸宅せしに、途中にて、丞相の申屠嘉に行き逢ひたれば、袁益は、車より下りて拜謁せしに、丞相は、車の上に在りながら、袁益に挨拶して、通り過ぎたれば、袁益は、己れの家へ立ち戻りて、其の下役に對して、丞相に輕蔑せられたることを面白なく思ひたり、それに就きて、丞相の官舎へ往きて、名札を差し出して、丞相に面會せむことを請ひ求めしに、丞相は、良々久しく待たせたる後に、袁益に面會せり、袁益は、兩膝を地に付けて、敬意を表して曰はく、「願はくは御手透きの折りを伺ひて、篤と愚見を申し述べむことを」と、丞相の曰はく、「使君の申し出でられることは、公用の事柄ならば、役所へ往きて、拙者の手附きの長史、其の他の下役と評議せられよ、吾れは、用事の趣きを其の者より聞き取りて、奏聞せむ、若し私用の事柄ならば、吾れは、使君の内談を受け難し」と、

袁盎卽跪說曰、君爲丞相、自度孰與陳平、絳侯、丞相曰、吾不如。盎曰、貴君には、丞相となられて、自ら勘考せらるゝに、以前の丞相なる陳平と絳侯の周勃との器量と、孰れが勝さると思はれたる」と、丞相の曰はく、「吾れは、陳平にも周勃にも及ばざるなり」と、

閉鉗天下之口、而日益愚夫、以聖主責愚相、君受禍不久矣、丞相乃再拜曰、嘉鄙野人、乃不知將軍幸教、引入與坐、爲上客、

蓋素不_マ好_{ヨリ}龜錯，_ト龜錯所居坐，_ハ蓋去坐，_ハ蓋去，_ル兩人未嘗同堂語。及孝文帝崩，_ノ孝景帝卽位，_{クニ}龜錯爲御史大夫，_ト使吏案袁盎，_セ袁盎受吳王財物，_ト抵罪，_ニ詔赦以爲庶人。

宣益は、兼ねてより、鼈錯と中善からざりしかば、鼈錯の居る坐には、宣益は去り、宣益の居る坐には、鼈錯も亦去りて、此の兩人は、是れまで一度も一堂に同じじく坐して言葉を交へざりけり、孝文帝の崩じたまひて、孝景帝の位に即きたまふに及びて、鼈錯は、御史大夫となりければ、掛かりの役人をして、日頃中惡しき宣益の私に異王の財物を貰ひ受けたる廉を取り調べさせて、宣益を罪に落として、奏聞せしに、孝景帝には、詔を下したまひて、其の罪を赦免せられて、平民とせられけり、

吳楚反聞，鼃錯謂丞史曰：「夫袁盎多受吳王金錢，專爲蔽匿言，不反，今果反，欲請治。」盎宜知計謀，丞史曰：「事未發治之有絕，今兵西鄉治之何益？」且袁盎不宜有謀，鼃錯猶與未決。人有告袁盎者，袁盎恐，夜見竇嬰爲言。吳所以反者願至上前口對狀。竇嬰入言上，在吳事中。

〔委史〕……御史大夫の手附きの丞と史となり、丞は添へ役、史は書き役なり。〔絶〕……吳王の謀反心を絶つなり。〔猶與〕……猶豫と

通ず。解は張儀の傳に見えたり。〔口對状〕……口上にて其の情状を對ふるなり。〔匿〕……然るに、聞まなく、吳楚七國の謀反せしこと、上間に逃しければ、御史大夫の鼃錯は、其の下役の丞と史とに物語りして曰はく、「夫れ袁盎は、多く吳王の金錢を貰ひ受け、専ら吳王の爲めに其の惡事を蔽ひ匿して、謀反せずと言ひたるが、今、果たして吾れの考へたる如く謀反せり、それに就きては、主上に申し請ひて、袁盎を吟味せむと思ふなり。袁盎は、屹度惡事の謀計を知らねばならぬ者なり」と、丞も史も對へて曰はく、「吳王の謀反の事のまだ發せざる中に、袁盎を吟味したらば、吳王の謀反心を絶ちたることもあらむ。今、吳、楚の兵は、西の方都を指して向ひたれば、袁盎を吟味すとも、何の益あらむ、しかのみならず、袁盎は、國の大臣にもなりし者にて、大義を心得居ることなれば、惡事の謀計あるべき筈なし」と、鼃錯之れを開きて、猶豫遲疑して、まだ孰れとも決定せざりしに、或る人此の事を袁盎に告げ知らする者ありければ、袁盎は驚き恐れて、夜中に惡意の竇嬰に面會して、其の身の爲めに、吳王の謀反せし説けを話して、何卒主上の御前へ推參して、口上にて、其の情狀を御對へ申し上げたしと頼みたれば、竇嬰は、御殿へ入りて、袁盎の願ひを主上に言上せり。

使袁盎爲太常，竇嬰爲大將軍。兩人素相與善，逮吳反，諸陵長者長安中賢大夫爭附兩人。車隨者日數百乘，及鼃錯已誅，袁盎以太常使吳。吳王欲使將，不肯。欲殺之，使一都尉以五百人圍守盎，中軍。

〔諸陵長者〕……天子の諸陵の長者なり。諸陵には豪家多し。聞さて、主上には、袁盎をして、太常とならしめたまへり、此の兩人は、兼ねてより中善かりければ、袁盎は、其の吳の相國たりし頃に、嘗て手附きの記錄役ありて、嘗て袁盎の腰元の女を盜み取りて寵愛せしに、袁盎は、之れを心付かなければ、吳の謀反するに及びて、天子の諸陵の長者、長安中の賢大夫など、我れ後れじと先を争ひて、兩人に附き從ひて、其の供連れの車の數は、毎日數百輛の多きに及びたり、さて、鼃錯の已に誅滅せらるゝに及びて、袁盎は、太常の職をもて、吳の國へ使ひに往きたり、吳王袁盎を引き留めて、己れの將たちしめむと思ひしに、袁盎承知せざりしかば、之れを殺さむと思ひて、一人の都尉に命じて、五百人の兵卒をもて、袁盎を軍營中に取り囲ませて、逃げ去らぬやうに守衛せしめたり。

袁盎自其爲吳相時，嘗有從史，嘗盜愛盎，侍兒，盎知之，弗泄。遇之如故。人有告從史，言君知爾與侍者通，乃亡歸。袁盎驅自追之，遂以侍者賜之，復爲從史。及袁盎使吳見守，從史適爲守，盎校尉司馬乃悉以其裝齋置之。

〔從史〕……手附きの記錄役なり。〔侍兒〕……腰元の女なり。〔告〕……袁盎は、其の吳の相國たりし頃に、嘗て手附きの記錄役ありて、嘗て袁盎の腰元の女を盜み取りて寵愛せしに、袁盎は、之れを心付かなければ、或る人手附きの記錄役に告げ知らする者ありて、袁盎がら、知らぬ顔して、他に混うざして、之れを待遇すること、以前の通りにせしむが、或る人手附きの記錄役に告げ知らする者ありて、袁盎は、汝が腰元の女と密通せることを心付かれたれば、用心すべしと言ひたれば、其の男罵き恐れて、己れの郷里へ逃げ歸らむとせしに、袁盎自ら騎馬にて之を追ひ掛けて、引き留めて、遂に腰元の女を之れに賜ひて、重ねて手附きの記錄役として使ひ置けり。

〔又〕……凌稚隆の曰はく、從史の侍兒を盜みし一段を櫻入して、下文の從史の盎に報いし地を爲せりと。

石醉醪、會天寒、士卒饑渴、飲酒醉、西南陬、卒皆臥。司馬夜引袁益起曰：「君可以去矣。」吳王期旦日斬君。袁益弗信，曰：「公何爲者？」司馬曰：「君第去，臣亦且亡。」避吾親君何患？乃以刀決張道，從醉卒直隧出。司馬與分背，袁益解節毛懷之杖，步行七八里，明見梁騎，騎馳去，遂歸報。

【訓】〔裝齋〕……行李の荷物中の衣類雜品なり。〔置三石醇醪〕……二石程の樽目の一木氣の濁り酒を士卒の飲み料に出だし置くなり。漢書には、置を買に作れり。〔隙〕……隅なり。〔旦日〕……明日なり。〔第〕……但となり。〔決張道〕……張は、帳と通す。軍營中には、兩側に陣幕を張りたる通り道あり。之れを張道といふ。其の陣幕を切り開くなり。〔直隧〕……酔ひ臥したる士卒の宿直せる間の通り道なり。〔分背〕……時に各々分かれ去るなり。〔節毛〕……使者の證據の割り符の旗の先に飾りたる、編める旄牛（めうし）の尾なり。

【義】さて、袁益は、此の度、吳の國へ使ひに往きて、引き留められて、軍營中に取り纏まされて、逃げられぬやうに守衛せらるゝに及びて、以前の手附きの記錄役は、袁益を守衛する校尉司馬の役となりたれば、袁益に恩返しをせむとて、己れの行李の荷物中の衣類雜品を残らず賣り拂ひて、二石程の樽目の一本氣の濁り酒を買ひ求めて、之れを士卒の飲み料に出だし置きたるに、折りから天氣寒くなりて、士卒は饑渴に迫りたれば、其の酒を飲みて、大に酔ひて、西南の隅を守れる士卒は、皆酔ひ臥して寢入りたり。司馬は、夜中に袁益を引き起こして曰はく、「貴君は、早く逃げ去られよ。」吳王は、明日、貴君を切り棄てむと取り極められたり」と、袁益之れを信用せずして曰はく、「全體、貴公は、何をする者ぞ」と、司馬の曰はく、「臣は、前方に貴君の手附きの記錄役となりて、貴君の腰元の女を盜み取つたる者なり」と、袁益驚きて、謝禮を述べて曰はく、「貴公は、幸に兩親あれば、貴公に迷惑を掛くるに足らず」と、司馬の曰はく、「貴君は、鬼に及ばむ」と、司馬は、斯く言ひ棄て、袁益の先に立ちて、腰に佩びたる刀をもて、軍營中の陣幕を切り開きて、酔ひ臥したる士卒の宿直せる間の通り道より抜け出で、兩人共に一時に各々分かれ去りたり。さて、袁益は、朝廷より使者の證據として渡されたる割り符の旗の先に飾りたる旄牛の尾を取り外して、人に知られぬやうに、懷中に押し入れて、其の旗竿を杖に突きて、歩行すること、七八里程にて、夜は明け渡りしに、梁王より吳楚を伐つ加勢として差し向けられたる騎馬を見掛けたれば、其の馬に飛び乗りて、逸散に馳せ去りて、遂に都へ立ち歸りて、事の始末を言上せり。

吳、楚已破、上更以元王子平陸侯禮爲楚王。袁益爲楚相，嘗上書有所言，不用。

【訓】吳、楚七國は、已に破れて、此の騒動は、始まりたれば、主上には、更に楚の元王の子の平陸侯の名は禮といふ人をもて、楚王とせられ、袁益をもて、楚の相國とせられけり。其の後、袁益は、或る時、朝廷へ書面を差し上げて、見込みを申し立てたることありしかど、其の事柄は、採り用あらねざりけり。

袁益病，免居家，與閭里浮沈，相隨行。鬪雞走狗，雒陽劇孟嘗過。袁益，善待之。安陵富人有謂袁益曰：「吾聞劇孟博徒，將軍何自通之？」急人所有，夫一旦有急，叩門不以親爲解，不以存亡爲辭。天下所望者，獨季心、劇孟耳。今公常從數騎，一旦有緩急，寧足恃乎？」罵富人，弗與通。諸公聞之，皆多袁益。

【訓】〔緩急〕……緩と急とは反對なれど、之れを連言するときは、同義となるなり。緩急は、急難なり。〔解〕……言ひ譯けなり。〔存亡〕……存は、在なり。亡は、不在なり。漢書には、在亡に作れり。家に居ながら留守をつかふなり。〔季心〕……季布の弟なり。季布の傳に見えたり。〔多〕……重んずるなり。袁益は、己れの見込みの通らぬを憤りて、病氣なりと申し立て、楚の相國を免ぜられて、安陵の家に隠居して、村里の習ひに連れて浮き沈みつ、世間の氣受けに迷ははず、衆人と相伴ひて、或は雞を鬪はしめ、或は狗を走らしめて、氣樂に其の日を送りけり。雒陽の劇孟といふ者、或る時、袁益の許に立ち寄りしかば、袁益は、善く之れを待遇せしに、安陵に一人の金持ちありて、袁益に物語りして曰はく、「吾れの兼ねぐ聞き及びたるには、彼の劇孟といふ男は、雙陸の遊びなどする、ならず者の仲間なりといへり。將軍は、何とて自らかやうなる者と交はりを通ずるぞ」と、袁益の曰はく、「劇孟は、雙陸の遊びなどするならず者の仲間なりといへども、然れども、其の母親の死去せしときに、賓客の葬式を見送りたる者の車の數は、千餘輛に及びたり。此れにて觀れば、劇孟も、亦世の常の人に立ち勝さりたることあるむ。しかのみならず、一大事の急難は、誰れにもあることなり。夫れ一朝急難ありて、門を叩きて救ひを求めるに、我が身には兩親あれば、今

は頼みを受け難しとの言ひ露けをせず、又其の身は家に在りながら、不在なりとて、辭退することもなく、何時にも、人の頼みを引き受くる者なりとて、天下中の人の望みを屬する者は、世間は廣く、人間は多しといへど、獨り季布の弟の季心と此の劇孟との二人あるのみ、今、貴公の如きは、金滿家にて、他出するにも、常に數人の馬乗りを連れたれど、一朝急難あらむとき、其の供連れは、何ぞ恃むに足らむ」と、遂に其の金持ちを罵り辱めて、交際を絶ちければ、身柄のある諸公は、此の事を聞き及びて、皆袁益の男立てを取りて、金持ちを取らざる氣象を重んじけり、

又 倪思の曰はく、「子長只く是れ他人を借りて、胸次の聞の事を寫し出だせりと、○劉辰翁の曰はく、「昔史記の草創の妙なり、又劇孟を増して、故なくして問答を生ぜり、甚だ高しと、

袁益雖家居景帝時時使人問籌策梁王欲求爲嗣袁益進說其後語塞梁王以此怨益曾使人刺益刺者至關中問袁益諸君譽之皆不容口乃見袁益曰臣受梁王金來刺君君長者不忍刺君然後刺君者十餘曹備之袁益心不樂家又多怪乃之掊生所問占還梁刺客後曹輩果遮刺殺益安陵郭門外

論 [籌策]……計策なり、[語塞]……沙汰止みとなりたるなり、[不容口]……口の先にて言ひ盡くされぬ程なるなり、[曹]……輩なり、**[掊生]**……掊は、姓なり、漢書には、棺に作れり、生は、先生の略なり、**袁益**は、安陵の家に隠居せりといへども、孝景帝には、折りく人を遣はされて、袁益の計策意見を尋ねさせてまひて、政事上の参考に供したまひけり、孝景帝には、まだ太子を置きたまはざりしかば、梁王は、御世嗣ぎとならむことを求めむと思ひしに、袁益主上の御前へ進み出で、梁王は、陛下の弟君なれば、太子とせらるべきにあらずと説きたるをもて、其の後、此の儀は、御沙汰止みとなりぬ、梁王は、此の露けをもて、袁益を怨めて、或る時、人を遣はして、袁益を刺し殺させむとせり、刺客は、闇中へ到着して、先づ袁益の様子を尋ねしに、身柄ある諸君は、袁益を譽め立て、其の人物の善きことは、皆口の先にて言ひ盡くされぬ程なりければ、刺客は、大に感心して、此のやうなる人を殺すは、國家の爲めに済まぬことなりと思ひて、袁益に面會して曰はく、「臣は、梁王より褒美の金を貰ひ受けて、當地へ來りて、貴君を刺し殺さむとせしが、人の噂を聞くに、貴君は寛大的長者なれば、臣は貴君を刺し殺し兼ねて、只今思ひ止まりたり、さりながら、臣が跡には、貴君を刺し殺さむとする者、猶ほ十餘輩あれば、能く用心をせられよ」とかやうに言ひて、其の者は立ち去りけり、袁益之れを聞きて、朝夕心に懲りず、其の上に又、袁益の家には、近頃怪異の事多かりしかば、掊生といふ八卦見の許へ往きて、身の上の占ひを尋ねて、立ち戻りしに、梁の刺客の跡の仲間は、果たして袁益の歸路を遮り止めて、安陵の城郭の門の外にて刺し殺しけり、

龜錯者穎川人也學申商刑名於軻張恢先所與雒陽宋孟及劉禮同師以文學爲太常掌故錯爲人隋直刻深

論 [刑名]……刑は、形と通す、寶といはむが如し、名をもて寶を責むるなり、「張恢先」……張は、姓なり、恢は、名なり、先は、先生の略なり、漢書には、生に作れり、「隋直刻深」……隋は、隋に同じ、短氣正直にして、物事の手腕しきなり、「掌故」……故事先例を取り調ぶる役なり、

龜錯は、穎川の人なり、申不害商鞅の名をもて寶を責むる刑名の術を輒縣の張恢先生に學びて、雒陽の宋孟及び劉禮と師匠を同じくせり、龜錯は、文學にて及第して、太常の官の手に附きて、故事先例を取り調ぶる掌故の役となりぬ、龜錯の人柄は、短氣正直にして、物事の手厳しき性分なりけり、

又 梁武帝の曰はく、「學申商刑名爲人隋直刻深の二句は、錯の生平を概するに足れりと、

龜錯は、穎川の生れなり、「伏生」……伏は、姓なり、生は、先生の略なり、「稱說」……師匠より傳はりたる法を唱へて、其の露けを述べ立つるなり、

論 孝文帝の御治世には、天下中に書經の意味を能く心得たる者なかりしが、唯獨り濟南の伏先生は、以前は、秦の博士にて、書經の意味を能く心得たれど、年は九十餘歳にて、最早老衰したれば、都に致し難き由聞こえたれば、孝文帝には、太常の官は、其の下役の龜錯を遣はして、書經の講義を伏先生の許にて受け習はしめり、然るに、伏先生は極老のこととて、言語も不自由なりければ、其の娘より話しを取り次がせて、龜錯に教授せり、龜錯は、既に濟南より立ち戻りて、己れの習ひ覺えたることに就きて、政事上の便宜の事を申し立て、書面をもて、師匠より傳はりたる法を唱へて、其の露けを述べ立たれば、孝文帝には、詔を下したまひて、龜錯をもて、太子と舍人とせられ、又太子の門大夫とせられ、又太子の家令とせられけり、龜錯は、其の辯舌をもて、太子に寵幸せらるることを得たり、太子の家にては、龜錯の智慧多きをもて、之れを智囊即ち智囊袋と號しけり、

數上書孝文時言削諸侯事及法令可更定者書數十上孝文不聽然奇其材遷爲中大夫當是時太子善錯計策袁益諸大功臣多不好錯景帝卽位以錯爲內史錯常數請問言事輒聽寵幸傾九卿法令多所更定

【通】「九卿」……太常、光祿、太僕、衛尉、廷尉、鴻臚、宗正、司農、少府なり。
【通】董錯は度々孝文帝の御治世中に書面を差し上げて、諸侯の領地を削り取りて、其の勢力を弱むべき事、及び法律條令の更め定むべき者を申し立て、數十回の書面を差し上げたれど、孝文帝には之れを聽き納れたまはざりけり、さりながら、其の材能を奇特なりと思し召されたれば、董錯は太子の家令より遷りて、中大夫となりぬ、是の時に當たりて、太子には董錯の計策を至極尤なりと思し召されたれど、袁益及び大功ある諸侯は多く董錯を好まずして嫌ひたり、孝景帝位に即されたまひて、太子の頃より御氣に入りのこととなれば、董錯をもて、内史とせられけり、董錯は是れより、常に度々主上の御手透きの折りを伺ひて、政事上の得失を言上せしに、其の度毎に御聽き納れになりたれば、董錯の寵幸を蒙ることは、九卿を押し傾くるばかりになりて、法律條令を更め定むること多かりけり。

丞相申屠嘉心弗便力未有以傷內史府居太上廟墉中門東出不便錯乃穿兩門南出鑿廟墉垣丞相嘉聞大怒欲因此過爲奏

請誅錯聞之卽夜請問具爲上言之

【通】「壠」……廟の内壠と外壠との間の明き地なり、「壠垣」……明き地の外壠なり、「爲上」……主上の隣みを請はむが爲めなり。
【通】丞相の申屠嘉は、心の中に董錯の處置を便利ならずと思ひたれど、主上の殊に御氣に入りのことなれば、其の力にてはまだ董錯に疵を付けて退け去ること能はずして、如何にせむかと憂慮せり、折りから、董錯の出勤する内史の役所は、高祖の父君の太上皇の御廟の明き地の中に在りて、董錯の官宅の東の門より出づるときは、遠廻りになりて、不便なりければ、董錯は、其の南手に更に一つの門を穿ちて、兩門として南の門より出づること、して御廟の明き地の外壠を鑿ちて、其の往来を通じたり、丞相の申屠嘉之れを聞きて、其の夜の中に參内して、主上の御手透きの折りを伺ひて、此の過失に因りて、奏し請ひて、董錯を誅戮せむと思ひしに、董錯之れを聞きて、其の夜の中に參内して、主上の御手透きの折りを伺ひて、此の隣みを請はむが爲めに、御廟の明き地の外壠を穿ちたる譲けを言上せり、

丞相奏事因言錯擅鑿廟垣爲門請下廷尉誅上曰此非廟垣乃墻中垣不致於法丞相謝罷朝怒謂長史曰吾當先斬以聞乃先請爲兒所賣固誤丞相遂發病死錯以此愈貴遷爲御史大夫

【通】「見」……小兒なり、董錯を指す、「賣」……欺くとはもが如し、
【通】其の翌朝に至りて、丞相の申屠嘉出仕して、外の政事を奏聞したる序でをもて、「董錯は、自儀に太上皇の御廟の垣を鑿ちて門とせり、之れを延尉の手に下げ渡して誅戮せむことを請ふ」と言上せしに、主上の曰はく、「此れは、眞の御廟の垣にはあらずして、其の明き地の中の垣なれば、之れを鑿ちたりとて、不都合なることなれば、法律に當て、處分し難し」と、丞相斯くと承りて、餘儀なく、御詫びを申し上げたり、程なく其の日の政務も済みたれば、丞相は、己れの役所へ退きて、怒りて手附きの長史に物語りして曰はく、「吾れ先づ董錯を切り棄てずして、反りて先づ之れを誅戮せむことを請ひたるが故に、彼の小兒輩に欺かれぬ、こは、言ふまでもなく、吾れの仕損じなり、如何にも殘念なることよ」と、丞相は、遂に此の一條より病を發して、死去せしかば、董錯は、此れより愈々貴重せられて、内史より遷りて御史大夫となりぬ、

請諸侯之罪過削其地收其枝郡奏上上令公卿列侯宗室集議莫敢難獨竇嬰爭之由此與錯有郤錯所更令三十章諸侯皆誼譁疾鼃錯

【通】「枝郡」……飛び地の郡なり、「譁」……腰き立つなり、
【通】董錯は諸侯の罪過ある者は、其の領地を削り取り、其の飛び地の郡を取り上げたしと請ひて、奏聞の書面を差し上げたれば、主上には、三公九卿及び列侯御一門の面々をして、其の可否を集會して評議せしめられしに、一人として押し切りて非難する者なかりしが、獨り竇嬰のみ、異論を立て、之れを争ひたれば、此の事に由りて、竇嬰は、董錯と中惡しくなりぬ、董錯の更め變へたる法令は、三十箇條に及びたれば、諸侯は皆腰ぎ立ちて、董錯を惡み嫌ひたり、
【通】錯父聞之從潁川來謂錯曰上初卽位公爲政用事侵削諸侯別疏人骨肉人口議多怨公者何也鼃錯曰固也不如此天子不尊

宗廟不安。錯父曰：「劉氏安矣，而鼃氏危矣。吾去公歸矣，遂飲藥死。」

寶嬰哀益進說上令鼃錯衣朝衣斬東市。

【公】……御史大夫は、三公なれば、量錯の父の子を呼びて、斯くいへるならむ。〔別疏〕……引き分けて、疎遠にするなり。〔七國〕……吳、楚、趙、膠西、膠東、菑川、濟南の七箇國なり。〔朝表〕……出仕する時の衣服なり。量錯の父は、量錯の身に就きて、世間の様子の騒がしきことを聞き及びて、量錯に物語りして曰はく、「主上には、初めて位に即きたまひて、まだ何程も立にざるに、貴公は、政を行ひ、事を用ひて、諸侯の土地を侵し削り、人の骨肉、即ち上の御近親の御開柄を引き分けて、疎遠にせるをもて、世間の人は、口を揃へて議論して、貴公を怨む者多し、是れは如何なる所存なるぞ」と、量錯の父曰はく、「己れが、人に怨まるゝは、勿論のことなり、さりながら、かやうにせざれば、天子は尊嚴ならず、宗廟は安全ならぬなり」と、量錯の父の曰く、「成る程、それは、さもありなむ、さりながら、其のやうにせば、漢の天子の劉氏は安全ならむ、されど我が家量氏は危險ならむ、吾れは、貴公の許を去りて歸らむ」と、遂に量錯の父は、毒薬を飲みて死にけり、其の死ぬ時の言葉に曰はく、「吾れは、生き長らへて、禍の吾が身に及び來らむことを見るに忍ばれぬなり」と、量錯の父の死にてより、僅に十日餘りにして、吳、楚、趙、膠東、菑川、濟南の七箇國は、果たして量錯の父の言葉の如く謀反して、量錯を誅戮せむといふことを名義にして、軍兵を繰り出したり、而して寶嬰及び袁益の主上の御前へ進み出で、吳の謀反せしは、量錯の諸侯の土地を削り取りたる故なれば、急速に量錯を切り棄てられて、吳に對して、其の處置の善からぬことを詫びたまは、吳の兵は自然に罷むべしと設くに及びて、主上には、量錯を欺きて、車に載せて、東の市中へ送らしめられて、出仕する時の衣服を著たる儘にて、之れを切り棄てしめられけり。

鼃錯已死、謁者僕射鄧公爲校尉、擊吳楚軍爲將還上書言軍事。數十年矣，發怒削地以誅錯爲名。其意非在錯也，且臣恐天下之士噤口不敢復言也。

【鄭公】……漢書には、鄧先に作れり、先は、名なり。〔道軍所來〕……吳、楚の軍の所より来るなり。〔噤口〕……口を開づるなり。

【量錯の己に死去せし後に、謁者僕射の鄧公といふ者、校尉となりて、吳、楚の軍を擊ちて、更に將軍に任せられて、都へ立ち戻りて、書面

差し上げて、軍事に關する意見を申し上げて、主上には、尋ねたまひて曰はく、「貴公は、吳、楚の軍の所より來りたれば、定めて事情は分かるならむ、量錯の死刑に處せられることを聞き及びて、吳、楚の軍は、兵を締めて歸國せりや、否や」と、鄧公の曰はく、「吳王の謀反を企てたることは、今日に始まりたるにはあらずして、數十年より前のことなり、然るに、朝廷にて諸侯の土地を削られたるをもて、其の怒りを土地を削られたるに發して、張本人の量錯を誅戮せむといふことを名義にして、軍兵を繰り出したり、而して寶嬰及び袁益の口を塞ぎ、重ねて忠言する者なからむことを氣遣はるゝなり」と、

在るにはあらぬなり、しかのみならず、漢家の爲めに忠義を盡くしたる量錯を誅戮せられたりとあらば、臣は、今より、天下の士の之れに懲りて、口を閉ぢ、押して重ねて忠言する者なからむことを氣遣はるゝなり」と、

上曰：「何哉？」鄧公曰：「夫量錯患諸侯強大不可制，故請削地以尊京師。萬世之利也。」計畫始行，卒受大戮。內杜忠臣之口，外爲諸侯報仇，臣竊爲陛下不取也。

【京師】……天子の居る所を京師といふ。京は、大なり、師は、衆なり。主上の曰はく、「そは何故ぞ」と、鄧公の曰はく、「夫れ量錯は、諸侯の強大にして、制御せられることを心配したるが故に、土地を削りて、其の力を弱めて、京師を尊くせむと請ひたるは、漢家萬世の利益なり、其の計畫の始めて行はれて、諸侯の土地を削り掛けたるに、彼れは、俄に大なる誅戮を受けたり、是れ内は、忠臣の口を塞ぎて、重ねて發言することなからしめ、外は、諸侯の爲めに、仇を報いて、其の意を快かしめたるなり、臣は、内々陛下の爲めに、善きことなりとして取らざるなり」と、

【茅坤の曰はく、鄧公の一段ありて、量錯の功罪讐に發明せりと、

於是景帝默然良久曰：「公言善。吾亦恨之。」乃拜鄧公爲城陽中尉。是に於て、孝景帝には、默然として、何の御援もなかりしが、良久しくして、仰せられて曰はく、「貴公の言葉は、至極尤なり、吾れも、亦量錯を殺したことを殘念に思へり」と、斯く仰せられて、鄧公の直言を賞したまひて、城陽の中尉を拜命せしめられけり。

鄧公成固人也。多奇計，建元中，上招賢良公卿言鄧公時鄧公免。起家爲九卿，一年復謝病免歸。其子章以修黃老言顯於諸公間。鄧公は、成固縣の人なり、奇策妙計多し、今上帝の建元年中に、主上には、賢良方正といふ科目をもて、天下の學士を招き寄せたまひしに、三公九卿の面とは、鄧公の事を言上せり、其の時、鄧公は、免職になりて、己れの家に居りたれば、家より起りて、九卿の中に列なりぬ、

官に在ること一箇年にして、重ねて病氣なりとの御断りをして、免職になりて、郷里へ歸りけり、其の子の章といふ者は、黃帝、老子の言論を學び修めたるをもて、身柄ある諸公の間に顯はれ聞こえたり、

【史】凌稚隆の曰はく、「既に死して、鄧公に頼りて、其の寃を白かせり、故に鄧公をもて案を結べり」と、

太史公曰、袁益雖不好學亦善傳會仁心爲質引義慷慨遭孝文初立資適逢世時以變易及吳楚一說說雖行哉然復不遂好聲矜賢竟以名敗。

【史】「傳會」……傳は、附に同じ、己れの説に道理を附け合はするなり、「質」……地金なり、「慷慨」……応慨に同じ、解は、前に見えたり、「責」……持ち前の才氣なり、「以變易」……以は、己と通ず、時は己に移り變はりて、孝景帝の世となりたるなり、「不遂」……身分の發達を遂げぬなり、「好聲矜賢」……名譽を好み、賢才に誇るなり、

【史】太史公袁益、量錯の事跡を論贊して曰はく、「袁益は、學問を好み、己の才氣に誇るなり、才氣を引きて議論して、己れの意見の通りぬときは、殘念なりとて憤りけり、孝景帝の初めて帝位に立ちたまふに遭ひて、其の持ち前の才氣は、丁度時世に逢ひて、用わらるゝことを得たりしが、時は己に移り變はりて、孝景帝の御代となりて、吳、楚七國の謀反するに及びて、一たび量錯を殺さむことを説きて、其の説行はれたりといへども、然れども、重ねて身分の發達を遂げず、名譽を好み、賢才に誇りて、刺客に殺されて、終に己れの名譽の爲めに失敗せり、

【史】「私讐」……袁益を指す、

【史】量錯は、太子の家令たりし時、度々書面を孝文帝に差し上げて、諸侯の土地を削り取るべき事、及び法律條令を更定むべきことを申立てゝ、用おられざりしが、その後、孝景帝の御代になりて、權柄を自儘にして、法令を變へ更むること多かりけり、諸侯の禍難を發するに及びて、急速に吳、楚の罪を匡正して、其の兵亂を救はずして、日頃中惡しき袁益を罪に落として、吾が私の仇讐に返報せむと思ひしかば、反りて袁益の舌に罹かりて、其の身を亡ぼせり、古語に曰はく、「古法を變じ、常道を亂る者は、其の身死なれば、其の家亡ぶるなり」と、此の語は、いかに量錯等の事を謂ひたるものなるか」と、

【史】陳仁錫の曰はく、「兩人相得ずして、卒に相傾けたるが故に、合はせて一傳とせり」と、○又曰はく、「袁益は、巧言の小人公あり、皆奇士なりと、○鄧貞讚の曰はく、「蓋の人となりを模寫せること、最も其の神を得たり、蓋し俠客の雄、頗る漢廷の君臣を播弄せる

張釋之馮唐列傳第四十二

張廷尉釋之者堵陽人也字季有兄仲同居以訾爲騎郎事孝文帝十歲不得調無所知名釋之曰久宦減仲之產不遂欲自免歸

中郎將袁益知其賢惜其去乃請徙釋之補

謁者

【史】「以訾爲騎郎」……訾は、實に同じ、錢を獻じて、騎郎となるなり、

【史】張廷尉釋之即ち廷尉の張釋之は、堵陽の人なり、字は季といふ、兄の張仲といふ者ありて、同居せり、張釋之は、兄の厄介の身分なれど、兄は、幸に命持ちなりければ、其の御蔭にて、張釋之は、錢を獻じて、騎郎の役にありつきて、孝文帝に御奉公せしが、十箇年勤めたれど、選ばれて昇進することを得ずして、其の名も人に知られざりければ、張釋之の曰はく、「久しう仕宦して、俸給少なく、度々兄の助力を受け、年々兄の身代を減らして、出世を遂げざれば、兄に對して氣の毒なり」と、斯く斷念して、自ら役儀を免ぜられて、郷里へ歸らむと思ひしに、中郎將の袁益張釋之の賢才あることを知りて、其の朝廷を退き去らむとするを惜みて、主上に請ひて、張釋之を騎郎より徙して、謁者

の役の缺けたる跡へ補ひけり、

【史】王羅楨の曰はく、「此の傳、或は釋之と稱し、或は廷尉と稱し、或は張廷尉と稱せるは、各々當たる所あり、漫語にあらずと、

釋之既朝畢因前言便宜事文帝曰卑之母甚高論令今可施行也於是釋之言秦漢之間事秦所以失而漢所以興者久之文帝稱善乃拜釋之爲謁者僕射

【史】張釋之は、既に參朝して、轉役の御禮を申し上げ畢はりたれば、其の序いでをもて、御前へ進み出で、政務上の便宜の事を言上せしに、孝文帝の曰はく、「成るべく議論を卑近にせよ、甚だ高尚に議論することなれば、今の時世に施し行ふべからしめよ」と、是に於て、張釋之

は、秦と漢との間の事、及び秦の天下を失ひたる譯けと、漢の興こりて天下を得たる譯けとを言上せり、其の奏聞に暫く時刻の移りたる後
に、孝文帝には、至極尤なりと御譽めありて、張釋之に謁者候射の役を拜命せしめたまひけり。
茅坤の曰はく、「歴官をもて行事を次いでたりと、○凌稚隆の曰はく、「此の傳、久之と言へる者五つあり、頃之といへる者三つあり」と、
釋之從行登虎圈、上問上林尉諸禽獸簿、十餘問尉左右視盡不能對、虎圈嗇夫從旁代尉對上所問禽獸簿甚悉欲以觀其能、口對響應無窮者、文帝曰、吏不當若是邪、尉無賴、乃詔釋之拜嗇夫、
爲上林令。

【虎圈】……虎の置き場なり、「左右視」……左右の下役を見廻すなり、「嗇夫」……虎の置き場を掌る役人なり、「觀」……示すなり、「無賴」……頼むべき才氣なきなり。
或る時、張釋之は、主上の行幸の御供をして、虎の置き場に登りしに、主上には、上林の御苑の尉官に禽獸類を書きたる帳面に就きて、色々の御尋ねあること十餘箇條に及びしに、尉官は、少しも心得ずして、左右の下役を見廻したれど、下役も、残らず心得ずして、對ふること能はざりけり、其の時、虎の置き場を掌る嗇夫の役を勤むる者、尉官の側より、尉官に代はりて、主上より御尋ねになりたる禽獸類の帳面の廉を對ふること、甚だ明細にして、己れの働きを示さむと思ひて、口づから對ふること、響きの聲に應するが如く、少しも行き詰まることがかりければ、孝文帝には、満足したまひて曰はく、「役人といふ者は、此のやうならでは叶はざらむ、尉官は、頼むべき才氣なし」と、斯く仰せられて、御供をしたる張釋之に詔を下したまひて、嗇夫に上林の令の役を拜命せしめられたとせり。
王登の曰はく、「嗇夫の利口の情狀を殺せること、甚だ悉くせり」と、○康海の曰はく、「史記の張釋之の傳に云はく、吏不當若是邪と、漢書の薛廣德の傳に云はく、曉レ人不當レ如レ是邪と、語意相同じ、皆味ひありと、

釋之久之前日、陛下以絳侯周勃何如人也、上復曰、長者。

東陽侯張相如何如人也、上復曰、長者也、又復問

【張相如】……高祖の六年に、中大夫となりて、河間の太守の職をもて、陳豨を擊ちて、力戰したる手柄に依りて、列侯に封ぜられたる人なり、

【張釋之】……暫く時刻を移して、御前へ進み出でゝ曰はく、「陛下には、絳侯の周勃は、如何なる人物なりと思し召さるゝか」と、主上の曰はく、「寛大の長者なり」と、張釋之は、又重ねて伺ひて曰はく、「さらば、東陽侯の張相如は、如何なる人物なりと思し召さるゝか」と、主上に

昭和八年十一月一日 印刷
昭和八年十一月五日 発行

——定價金壹圓五拾錢——

增訂史記列傳記

二



所 権 作

編纂者 興文社編輯所

代表者 石川寅吉

印刷者 興文社

株式会社

代表者 石川寅吉

東京市日本橋區馬喰町二丁目一番地

東京市日本橋區馬喰町二丁目一番地
振替貯金口座 東京一八四四番
電話浪花(84)一四〇・一八〇・一八〇番

興文社

終

